

平成 1 7 年度実施 大学機関別認証評価 評 価 報 告 書

豊橋技術科学大学

平成 18 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
認証評価結果	5
基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 教育の成果	26
基準7 学生支援等	29
基準8 施設・設備	33
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	35
基準10 財務	38
基準11 管理運営	40
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	44
<参 考>	47
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成 17 年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （１）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （２）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （３）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

17 年 8 月	書面調査の実施 評価部会（注１）、財務専門部会（注２）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9 月	評価部会、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 評価委員会（注３）の開催（書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として対象大学に通知〕）
10 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12 月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果原案の作成）
18 年 1 月	評価委員会の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3 月	評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

（注１）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注２）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注３）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成18年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会委員

委 員	相 澤 益 男	東京工業大学長
	有 本 章	広島大学高等教育研究開発センター長
	池 端 雪 浦	東京外国語大学長
	石 弘 光	中央大学特任教授
	内 永 ゆか子	日本アイ・ピー・エム株式会社取締役専務執行役員
	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	川 口 昭 彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○	小 出 忠 孝	愛知学院大学長
	河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	後 藤 祥 子	日本女子大学長・理事長
	佐 藤 美 穂	前東京都立九段高等学校長
	鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
	舘 昭	桜美林大学教授
	丹 保 憲 仁	放送大学長
	外 村 彰	株式会社日立製作所フェロー
	檜 崎 憲 二	読売新聞東京本社編集局次長
	ハンス・ユーゲン・マルクス	南山大学長
	前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
	森 正 夫	公立大学協会相談役
	山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
	吉 川 弘 之	産業技術総合研究所理事長
	吉 本 高 志	東北大学総長

は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会委員

委 員	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
	河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	○前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
専門委員	池 田 駿 介	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	稲 崎 一 郎	慶應義塾大学理工学部長
	金 川 克 子	石川県立看護大学長
	小 島 操 子	聖隷クリストファー大学看護学部教授
	仙 石 正 和	新潟大学工学部長
	武 市 正 人	東京大学大学院情報理工学系研究科長
	服 部 幸 造	名古屋市立大学人文社会学部教授
	古 崎 新太郎	崇城大学生物生命学部教授
	前 原 金 一	昭和女子大学副理事長（元株住友生命総合研究所取締役会長）
	松 下 照 男	九州工業大学情報工学部教授
	村 嶋 幸 代	東京大学大学院医学系研究科教授

は部会長、○は副部会長

(3) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

委 員	石 弘 光	中央大学特任教授
	○山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
専門委員	清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
	和 田 義 博	公認会計士、税理士

は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「 認証評価結果」では、「 基準ごとの評価」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準 1 から基準 11 の基準について、1 つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

なお、対象大学が評価を希望した場合に実施する選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、当該基準に関わる対象大学の有する目的の達成状況等について記述しています。

(2)「 基準ごとの評価」では、基準 1 から基準 11 においては、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

また、選択的評価基準においては、当該基準に関わる対象大学の有する目的の達成状況等を以下の 4 段階で示す「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として記述しています。

<選択的評価基準の評価結果を示す記述>

- ・ 目的の達成状況が非常に優れている。
- ・ 目的の達成状況が良好である。
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である。
- ・ 目的の達成状況が不十分である。

(3)「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「 現況及び特徴」、「 目的、選択的評価基準に係る目的」、「 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成 17 年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

認証評価結果

評価の結果、豊橋技術科学大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると判断する。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。
- 大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、多くの学部学生が大学院に進学している点は、当該大学の特色である。
- 1年次からの入学者と、高等専門学校などで技術教育を受けた3年次編入学生とが共存することに配慮した基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育カリキュラムが体系的に組まれている。
- 実務訓練を中心とする教育方法への取組が平成15年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「社会のダイナミズムに連動する高等技術教育 - 実務訓練を柱として - 」のテーマで採択され、また、地域協働型工房教育プログラムが「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術者養成を目指して - 」というテーマで採択されている。
- 高い就職率が達成されており、さらに、就職した学生のほぼすべてが、修士課程修了者では技術者、研究者に、また、博士後期課程修了者では技術者、研究者、大学・高等専門学校の教員になっており、研究職への就職率が高く、理念と一致している。
- 学生に対して十分なパソコン台数が確保され、また、情報ネットワーク、インターネットなどが整備されており、IT環境が充実している。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 1年次入学者の定員超過率が高い状況が続いている。
- 卒業生（修了生）アンケート結果から見て、外国語によるコミュニケーション能力の育成に関する教育については、必ずしも達成度が高くない。

選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」という目的に基づき、毎年150人程度の学生を2週間受け入れる高等専門学校体験実習は、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ、効果的な教育サービスといえる。
- 「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」という目的に基づき、技術科学大学の特色を生かし、ICTチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービスを行っている。

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

目的は、学則に定められ、「実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者の育成」、「実践的な技術の開発に主眼を置いた研究の推進」を掲げている。

基本理念は、大学概要、履修要覧、学生便覧やウェブサイトなどに記載され、「豊かな人間性の形成」、「国際的視野の育成」、「自然との共生」を3本の柱として立て、高度な学術的知識の修得のみに留まらず、21世紀にふさわしい国際性、豊かな感性、自然及び地域との共生などの心を持つ実践的、創造的かつ指導的技術者の育成と、次の時代を先導する技術科学の研究を実現することを謳っている。

また、「幅広い人間性と考え方」、「技術者としての正しい倫理観と社会性」、「技術を科学的に捕らえるための基礎力とその活用力」、「技術を科学する分析力、論理的思考力、デザイン力、実行力」、「国内外において活躍できる表現力・コミュニケーション力」、「最新の技術や社会環境の変化に対する探究心と持続的学習力」の6つの項目からなる教育目標が課程またはコースごとに設定され、基本方針がより具体的になっている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に定められた大学の目的及び基本理念に基づいて掲げられた学部教育目標は、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院としての目的は学士課程の目的と共通であるが、課程ごとの目的については修士課程と博士後期課程の目的が学則に定められている。

修士課程では「学部と一貫した体系のもとに、高度の技術開発を主眼として、学際的な協力を基盤に教育研究を行うこと」と定め、学部と修士課程の一貫教育を行い、学士課程より高度の技術者育成を目指し、論理的能力、応用能力を培うことを目的としている。

博士後期課程では、「専攻分野について、研究者として自立して先導的技術科学の研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う

こと」と定め、学士課程・修士課程の目的を基盤とし、さらに高度な研究能力、学識を育成することを目的としている。

これらのことから、目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

目的の周知状況について、目的、基本理念、具体的な目標・計画、課程ごとの教育目標はウェブサイトに掲載され、全教職員及び学生が閲覧可能となっており、基本理念等は大学概要、学生便覧などに掲載され、それらを全教職員及び全学生に配布することによって周知を図っている。さらに、平成 15 年度より、新入生オリエンテーションで実施している履修ガイダンスにおいて、大学の基本理念、教育目標について説明を行っている。また、各課程が定めた具体的な学習・教育目標を記載したカードを入学生に配布、携帯させており、これは周知を徹底させる上で効果的であり、優れた取組である。

周知の程度については、新入生に対して、新入生オリエンテーション終了後に履修ガイダンスに関するアンケート調査を実施し、実際に学生が、大学の目的、基本理念を理解したかを確認する取組を行っており、平成 16 年度及び平成 17 年度では、90%以上が概ね理解したとの調査結果が得られている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

目的の公表状況については、大学の目的、基本理念、具体的な目標・計画、課程ごとの教育目標を中期目標・計画、履修要覧等及びウェブサイトに掲載するとともに、大学の基本理念、課程ごとの教育目標とアドミッション・ポリシーを記載した大学案内を、全国の高等専門学校、県下の高等学校等に広く配布し、社会に公表をしている。

なお、ウェブサイトのアクセス状況を把握しており、トップページへのアクセス数は平成 17 年度 4、5、6 月の集計では合計約 150,000 件であり、基本理念・特色の記載されているページについては、約 3,000 件に上っており、公表の効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 新入生オリエンテーションで実施している履修ガイダンス後に、アンケートを実施し、大学の目的・基本理念の理解度を確認しており、平成 16 年度及び 17 年度では、90%以上が概ね理解しているとの結果が得られている。
- 入学生に対して、新入生オリエンテーションにおいて大学の教育理念・教育目標等を説明し、その上で、各課程の学習・教育目標が記載されているカードを配布、携帯させることにより、周知を徹底させている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部の構成は、技学の創出と高等専門学校との教育上の接続の改善を創設の契機として設置された、工学部のみを置く単科大学であり、学部の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、学科制は用いておらず、基本理念に基づき、実践的、創造的、かつ指導的技術者を育成することを目的とする教育組織として、機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学の 8 課程により構成される課程制を採用している。これらの課程は、大学の目的の柱である実践的技術者を育成するため、主たる受入対象である高等専門学校の学科構成に対応しつつ、柔軟で学際的な教育も行えるよう編成されており、学部と大学院の一貫教育を実施するためにも有効な体制となっている。

また、創造的な指導的技術者を育成するために、教員組織を、機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学、人文・社会工学の 9 つの学系に編成している。

課程と学系という体制により、柔軟な教育と高度な研究を遂行し、教育に反映することが可能となり、各教員は学系の枠を超えて基本理念に基づく教育・研究を行っている。

これらのことから、課程及び学系の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育を実施する教員体制としては、教務委員会の責任の下に、人文・社会の分野については、主に人文・社会工学系、語学センター、体育・保健センター、留学生センターの教員が担当し、自然科学の分野はその他の工学系の教員が担当している。

開学当初から教務委員会が教養教育の課程編成を担当してきたが、平成 16 年度から、教育制度委員会が設置され、教養教育を含めた教育課程や教育方法等を大局的に検討している。また、教務委員会、教育制度委員会は連携して、教養教育の編成と改善に係わる分析を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

研究科及び専攻の構成については、大学院に工学研究科を置き、前期2年の修士課程と後期3年の博士後期課程に区分している。

修士課程では学士課程における課程と同様の構成で8つの専攻を設置しており、各課程と各専攻はほぼ同数の学生を受け入れ、学士課程から修士課程への一貫教育を行っている。

博士後期課程では、修士課程を基礎に機械・構造システム工学、機能材料工学、電子・情報工学、環境・生命工学の4専攻を設置し、専門分野を複合した学際的な能力の育成を目指すための教育研究を実施しており、学際的かつ最先端の教育研究が実施できる組織となっている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成16年度の法人化の際に、関連するセンター等を取りまとめる形で教育支援機構、研究推進機構、情報基盤機構を設置している。

教育支援機構では、外国語教育、保健体育に関する教育研究、留学生に対する教育等を行っている。研究推進機構では、産学共同研究、地域産業との活性化・発展、先端的・独創的な研究プロジェクトの推進、工学教育国際協力ネットワークの構築、特定のテーマの研究とともに、工作実習、分析実験等学生の実験実習の支援等を行っている。情報基盤機構では、図書館の利用、学術情報システムの活用、計算機を利用する教育・研究支援、e-learningの支援、ネットワークの支援等を行っている。

これらのことから、センター等を含む各機構の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会及び教授会を設置している。大学の教育に係る基本的な方針や計画は教育研究評議会、具体的案件は教授会において審議することとし、効率化を図っている。

また、教授会の下に代議員会を設置し、具体的な教育研究活動等に係る重要事項の審議を委託しており、平成16年度では教授会は4回、代議員会は27回開催されている。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、機能していると判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する組織として、教育制度委員会、教務委員会、博士後期課程委員会、専攻ごとに博士後期課程専攻運営委員会を設置し、それぞれ教育制度に関する方針・企画・教育改善等、学部及び修士課程の教育課程の編成等、博士後期課程の運営等、博士後期課程に係る教育課程の編成等の審議を行っている。

平成 16 年度では教育制度委員会は 7 回、教務委員会は 23 回、博士後期課程委員会は 5 回、博士後期課程専攻運営委員会はそれぞれ 2 ～ 4 回開催されている。

これらのことから、教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。
- 技術系教育では、先端技術の発展に伴い学士課程と修士課程の一貫教育がある程度常識と考えられてきている情勢の中で、時代を先取りしてこの一貫教育に取り組んでいる。
- 教授会の元に代議員会を設置し、具体的な教育研究活動等に係る重要事項の審議を委託することにより、運営の効率化を図っている。
- 教育研究効果を高めるため、センターを機能的に設置している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教育研究の基本構想の1つとして「教育研究体制は、既存の学問体系にとらわれることなく、科学・技術の進歩発展に柔軟に対応しうよう編成する」ことが掲げられている。

この基本構想に基づき、教員組織(研究組織)の編成について、教育組織とは別に研究分野に対応した学系制を取り入れ、幅広い領域にわたって組織され、教育組織と有機的な連携を図り、境界領域の教育研究に弾力的に対応できるものとなっている。研究分野の区分により現在は9つの学系により教員組織を編成し、講座は大講座制を取り、教員はそれぞれの分野の研究を行うとともに学士課程・大学院課程の教育を担当する体制となっている。

これらのことから、教員組織編成のための明確な基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

大学の目的に沿って十分な教育が実施できるよう、教授、助教授、講師、助手、教務職員の配置定員を各学系、センターごとに定め、十分な数の専任教員の確保に努めている。教育課程の主要な授業科目は専任教員が担当し、実験、実習等の授業科目には助手が配置されている。

また、教員の採用・昇任に当たっては、高度な教育研究の水準を維持するため、大学設置基準に規定する教員資格基準では明確に規定されていない教育研究に関して、厳しい採用基準を内部規程として制定し、教授会で厳正に審議している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程における専任教員数は、平成17年5月1日現在で教授78人、助教授72人、講師13人であり、大学設置基準を十分満たしている。

また、学士課程における専任教員の授業担当コマ数は、それぞれ全体のコマ数に対し、1年次では約90%、2年次では約86%、3年次では約83%、4年次では、約82%を占めており、高い割合を示している。

これらのことから、学士課程において必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導について、助教授以上を研究指導教員とし、講師を研究指導補助者としている。

研究指導教員等の数は、修士課程において、研究指導教員 149 人、研究指導補助者 13 人、博士後期課程において、研究指導教員 99 人、研究指導補助者 60 人であり、大学院設置基準を十分満たしている。また、修士課程の専任教員による授業担当コマ数は約 90%であり、高い割合を示している。

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助者が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教育研究水準の維持、向上及び教育研究の活性化を図るため、年齢構成に配慮するとともに、公募制の導入、民間企業出身者及び外国人教員の確保に努めている。

教員の年齢構成は、バランスが取れているが、性別構成については、女性教員数は少なく、平成 17 年 5 月 1 日現在で 7 名であり、教員全体の約 3 %程度となっている。また、外国人教員についても 6 名とあまり多くはない。しかし、女性教員及び外国人教員とも、適切な候補者があれば積極的に採用する方針である。また、民間企業出身者は教員全体の約 25%であり、他省庁等出身者については、約 1.9%である。

採用に当たっては、すべての学系で公募制を採用しており、外部からの教員の採用は原則として公募により行われている。

任期制は教員の任期に関する規程に基づき、未来技術流動研究センターの教授及び助手を対象として採用するなど、一部の教員に任期を付しているが、今後の方針は教員の採用等に関する検討専門部会において検討を行っている段階である。

サバティカル制度については、生産システム工学系では取り入れられているが、大学の制度としては、サバティカル制度に関する検討専門部会を設置し、検討を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇格基準は、大学設置基準に規定する教員の資格に基づき教員選考基準を規定している。さらに教育研究の水準を維持するための基準として、教員の選考基準に関する申合せを定めており、高い創造性教育を行うため、助手に至るまで博士の学位を有することなどを採用の原則としている。

教員採用及び昇任の手続きは、教員選考手続要領により教授会が最終的に選考について審議することとしており、教育上の指導能力については、選考の際の書類に教育経験等を明記させることにより審議するとともに、大学院担当教員については、大学院工学研究科教員資格審査に関する申合せを定め、修士課程

については教務委員会で、博士後期課程については博士後期課程委員会で講義担当科目の適性を審議し、最終的に教授会で審議している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の評価方法等を検討するための組織として目標評価室、実施に対応する組織として大学点検・評価委員会、評価と改善に資するため学生による授業評価や教員に対してのヒアリングを行う組織として教育制度委員会を設置しており、それぞれが役割を持ちながら連携している。

教員個人の評価に関しては、平成 17 年度からの試行のため、実施要項の策定と評価に係る教員個人データベースの構築を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

学士課程教育における専門教育と、大学院課程における特論等の専攻科目の授業の多くは、研究活動及び研究業績の内容と対応していることから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程の支援については、教務部学務課が所掌しており、学務課に 3 つの係を置き、課長以下 9 人の一般職員、14 人の技術職員(技術専門職員)、2 人の非常勤職員、総勢 25 人の人員が配置され十分に機能している。

教務委員会の責任のもと、ティーチング・アシスタント(以下「T A」という。)を平成 4 年から配置し、平成 17 年度 T A 実施授業科目計画により、学士課程の教育補助として大学院生を 173 人配置し、実験、実習、演習等の教育補助業務を行わせている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A による教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専任教員が多く、大学院修士課程の専任教員の授業担当コマ数が全体の 90% 以上である。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念に基づき、平成16年度に教授会等の議を経て、アドミッション・ポリシーが制定されている。求める人材像は「人と自然を愛し、地域社会や国際社会に貢献する志をもつ人」、「技術や科学を探究する志をもち、それらの学習に必要な基礎学力のある人」、「自ら積極的に学び、考え、行動し、技術科学の新しい地平を切り拓く志をもつ人」であり、より具体的なアドミッション・ポリシーが課程ごとに定められ、明確に学生受入の方針が示されている。

アドミッション・ポリシーはウェブサイトに掲載し、これを記載した大学案内及び学生募集要項を関係機関に広く配布するとともに、オープンキャンパス、高等専門学校訪問、高等学校訪問、高等学校関係者との懇談会、留学生フェア、進学説明会等において説明を行うなど、学外に対し活発に活動を行っている。特に、高等専門学校については、過去5年間で毎年ほぼすべての高等専門学校を訪問しており、徹底した公表活動を行っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学生の受入については、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求め、学部、大学院において多様な選抜を実施し、学力、思考能力、潜在能力、独創性、人間性、目的に対する意欲などについて判定を行っている。

学部1年次は、定員の半数について推薦選抜を行い、大学入試センター試験を免除し、推薦書、調査書、小論文及び面接により総合判定を行っている。残りの半数の定員については一般選抜を行い、大学入試センター試験を課しており、平成17年度入試までの前期日程では、学力検査(数学、理科)、調査書及び成績証明書等により判定し、後期日程では、面接、調査書及び成績証明書等により総合判定している。

大学院修士課程では、学内選抜、一般選抜、高等専門学校専攻科修了者推薦選抜が実施されている。学内選抜においては、学業成績及び学力検査により、一般選抜においては、学力検査、面接及び成績証明書により、高等専門学校専攻科修了者推薦選抜においては、学力検査、口述試験、面接、成績証明書及び推薦書により総合判定している。

大学院博士後期課程では、学内選抜、一般選抜が実施されている。学内選抜では、学業成績、面接、修士論文により、一般選抜では、学力検査、成績証明書及び提出論文により総合判定している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法を採用し、実質的に機能

していると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

編入学を学生受入の中心に据えていることは特色であり、高等専門学校卒業生を主たる入学定員として3年次に受け入れている。

選抜方法として、定員の半数以上については推薦選抜を行い、高等専門学校卒業見込者を出願資格者とし、推薦書及び調査書等により判定している。残りの編入学定員については、学力選抜と社会人特別選抜を行い、学力選抜では学力検査(国語、英語、応用数学、専門科目)及び調査書により総合判定している。

社会人に対しては、学部3年次、修士課程、博士後期課程のそれぞれに社会人特別選抜を設け、学部3年次では学力検査(国語、英語、応用数学)、口述試験、面接及び調査書、修士課程では学力検査(英語)、口述試験、面接、成績証明書及び推薦書、博士後期課程では学力検査(外国語試験及び口述試験)、成績証明書、推薦書、提出論文及び研究業績により総合判定している。

外国人留学生に対しては、英語によるアドミッション・ポリシーを募集要項に記載し、学部1年次(私費)修士課程、博士後期課程のそれぞれに留学生特別選抜を設け、修士課程ではさらに英語特別コースを設けている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜については、入学試験委員会が掌握し、入学者選抜方法研究委員会における改善等の提案を考慮した上で、入学者選抜試験の実施計画、募集要項の作成を行っている。

試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれた入学者選抜試験問題専門委員会が担当し、入学試験を実施する際には、入学者選抜試験実施本部が置かれる。入学試験問題は、各試験科目作成を担当するに十分な教育研究経験を有する教員により作成され、公正を保つため、入学試験問題作成に関わる情報を非公開としている。

入学試験により選定された合格候補者について、各課程、専攻での選考会議、教授会の議を経て合否判定が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜の検証、改善について、入学者選抜方法研究委員会が置かれ、入学者選抜方法に関する事項、入学者選抜の改善に関連する事項の調査研究に関する事項、入学者選抜の広報に関する事項、入学試験情報の公開に関する事項などを審議することと規定されており、具体的には、入学試験の結果、入学者に対するアンケート、入学後の学業成績追跡調査、高等学校・高等専門学校教員との意見交換等を踏まえて、入学者選抜について検証、調査研究し、改善策を検討・実施している。また、調査研究した結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめている。

これらのことから、大学の基本理念、目的に沿った入学者選抜を検証するための取組が行われ、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各年度の入学者数については、学部1年次入学の場合、過去5年間において、定員80人に対して104～115人の間で推移しており、平均約1.4倍の定員超過率であり、入学定員を大幅に上回っている。入学者の大部分を占める学部3年次編入学の場合は、定員300人に対し、338～360人の間で推移しており、平均1.15倍である。また、大学院修士課程入学の定員超過率は約0.99倍、大学院博士後期課程入学の定員超過率は約1.21倍となっている。

学部1年次定員超過率が大いだが、1年次入学定員が80人と少ないこともあり、全学的な平均入学定員超過率は1.20倍となっている。当該大学では、設置の趣旨に沿って高等専門学校からの第3年次編入学生を中心に受け入れているが、1年次の募集定員が各課程10人、合計80人と少ないこと、施設・設備が十分に整備されていることなどの理由により、定員超過が1、2年次の教育の活性化に寄与している面もある。

しかしながら、学部1年次入学については、入学定員を大幅に超えており、定員と入学者数の関係の適正化が望まれる。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年ほぼすべての高等専門学校を積極的に訪問し、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。
- 入学者選抜方法研究委員会が設置され、入学者選抜について検証・改善のシステムが機能している。
- 大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、多くの学部学生が大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

【改善を要する点】

- 1年次入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

- 5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育研究の目的に沿って、高等専門学校から学部3年次への編入学生を主な構成員とし、学部・大学院が接続された教育課程を編成する学士課程・大学院修士課程一貫教育を実施している。

当該大学の特色である「大学院に重点を置いた教育体系」、「特色ある創造的技術者教育」は、学士課程・大学院修士課程一貫教育システムの中で、専門教育により、技術に関心を持つようになった学生に対してレベルの高い基礎教育を行ない、さらにレベルの高い専門教育を積み上げる「らせん型」教育を実施することにより機能的に実現されている。「らせん型」教育は、1年次からの入学者と、高等専門学校などで技術教育を受けた3年次編入学生とが共存することに配慮して体系的に組まれたカリキュラムである。

また、各課程においてJABEE認定を目指し、それぞれのカリキュラムを検証している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程では数学、物理、化学などの自然科学分野の基礎的な科目、一般教養としての人文・社会科学分野の基礎的な科目及び英語を中心とした外国語科目を一般基礎科目として開講している。多角的な思考力を培うため、人文・社会科学分野の基礎的な科目では、世界観と歴史観を育む授業科目などの充実を図っており、技術と社会の関りを理解させる技術者倫理を必修科目としていることは、適切な科目配置である。

専門科目については、各課程の学習・教育目標に即して、1・2年次では工学基礎教育に重点をおいた教育を行い、3・4年次では、大学院教育と連携させるための専門基礎科目、専門科目による教育に重点をおき、講義、演習、実験、実習を通じて、現象の本質を理解するに必要な基礎学力、自主的かつ柔軟性のある思考力、創造性を養う教育を行っている。現実的な課題に即した、実践的な技術感覚を養うため、

実習の内容・方法等についても、4年次に2ヶ月間の実務訓練（インターンシップ）を課すなどの工夫がされており、各課程の学習・教育目標に沿った教育課程となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

授業については、研究活動の成果を反映していることが明確な専門科目の授業が多いことがシラバスから読み取れる。

また、行われている研究活動の成果が著書としてまとめられたものをテキストとして使用している授業もあり、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の実験科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

3年次に高等専門学校から受け入れる学生が主であるが、1年次に高等学校、工業高等学校等から学生を受け入れるなど、多様な学生を受け入れている。対応としては、3年次編入学生に対しては、高等専門学校等で修得した単位を、65単位を上限として認定していることなど、学習歴の異なる入学生に適したカリキュラムを用意している。

また、他課程が開講する授業科目（実験・実習科目を除く。）の履修及び所属課程の上級年次の科目についても、許可を得た上で履修することを認めている。

他大学との単位互換については、「豊かな人間性の形成」という目的に則り、一般科目の履修を推進するため、愛知大学との単位互換協定、愛知県内の国公立大学との単位互換包括協定を結び、6単位以内を卒業要件単位として認定している。

インターンシップについては、4年次に行われる2ヶ月間の実務訓練（インターンシップ）を必修とすることにより、実践的思考力の醸成を図っている。

また、4年次までに英語検定試験（TOEIC、TOEFL等）で必要な成績を修めた場合は単位認定するなど、国際的通用性に配慮した効果的な教育を実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化への配慮として、各課程が設定した学習・教育目標に対する各授業科目の関与の程度、学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れを明確にし、学生が「卒業後に到達したい技術者・研究者像」を自らの学習目標として設定し、単位を修得するために必要な学習時間を確保するように履修ガイダンスを行っている。

授業科目の履修に当たっては、シラバスに授業の目標、授業の内容、達成目標、参考書などを記載し、学生の自主学習を促すとともに、オフィスアワーの実施時間や担当教員のメールアドレスを明記することにより、学生は授業時間外であっても受講科目担当教員から個別に直接指導を仰ぐことができる仕組みと

なっている。また、WEB教育教室を設置し、授業時間外にWEBベース教育の実験授業や語学学習を行える環境を提供している。

なお、学生に対する履修ガイダンス後のアンケート調査結果によれば、「教育課程（単位数・卒業要件単位・履修登録など）について理解することができたか」という質問に対し、「理解できた」、「ある程度理解できた」と回答する者は82%に上っていることなどから、予習・復習時間を含んだ講義科目の単位の実質化と学習目標に関する理解が得られていると判断できる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 1 - 独自の有効な教育方法の開発などの工夫がなされているか。（当該大学の設定した独自の観点）

独自の教育方法については、変動する社会からの要請に対応するための取組として、4年次に学外履修を原則とした2ヶ月間の実務訓練（インターンシップ）を必修科目として開設している。

また、海外での実務訓練制度を設け、豊橋技術科学大学協力会の支援の下、4年次生を対象に、国際感覚を養成するための実践的学習の機会を提供している。その際には、助成金の支給が規定されており、制度の活性化の役割を担っている。平成17年度においては、生産システム工学課程から3人、情報工学課程から2人選出され、オーストラリア、韓国、フィンランドへ実務訓練として派遣されることが決定されている。

実務訓練は、特色ある大学教育支援プログラムにおいても取り上げられており、また、現代的教育ニーズ取組支援プログラムにより地域に貢献する本学の基本理念を実現するための取組として、地域関連のPBL（Problem Based Learning）、公募型卒業研究、学生提案型修士課程の研究、など新しい試みが行われている。

これらのことから、独自の有効な教育方法の開発などの工夫がなされていると判断する。

なお、当該観点は大学が独自に設定した「独自の有効な教育方法の開発などの工夫がなされているか」という観点である。

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

授業形態については、中期計画に「各授業科目の性格に応じた多様な授業形態を形成するとともに、少人数クラス等適正なクラスサイズを措置し、編成する」ことを掲げ、これについて教育制度委員会において検討し、科目の分野ごとに整理をしている。

また、各課程の学習・教育目標の特性に応じ、JABEE認定分野別要件で定められた規定を満たすように講義、演習、実験、実習等の配置を工夫し、授業形態の組合せ・バランスの適正化を図っている。

学習指導法の工夫については、少人数授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、コンピュータとの対話型授業、外国語科目等での学力別クラス編成など適切な授業形態が選択されている。特に、フィールド型授業については、実務訓練や地域共働型工房教育プログラムにより、PBL（Problem Based

Learning) 公募型卒業研究が実施されている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、授業担当教員は教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスの改訂に関するガイドライン、記入例に従いシラバスを作成し、その構成はフォーマット化され、記載内容の適正化が図られている。

シラバスは、全学生に配付されるとともに、ウェブサイト上で公開され、さらに、各教員が初回の授業で、履修学生に対してシラバスの全容を説明することによって、学生のシラバスに対する理解度を深めるとともに、シラバスに沿って授業が行われる旨の説明を行うよう配慮している。学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っており、その結果も良好である。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮として、全教員に対し、シラバスに事前・事後学習の必要性を明示するよう指示するとともに、オフィスアワー、連絡先なども記載している。また、WEB教育教室、語学センターなどを自習室として利用可能とし、図書館を24時間開館するなど、自主学習のための環境整備を図っている。

多様な学習歴の入学生に対しては、それぞれの不足する基礎学力に対応した補充授業を、「一般基礎」として英語基礎、英語演習、数学基礎、工学基礎、工学概論、工作実習を開設している。英語科目については、入学時にプレイメントテストを行い、その結果に基づいたクラス編成を行っており、学力に応じた指導が可能となっている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は学則及び工学部教育課程及び履修方法等に関する規程に定められており、さらに、個々の科目ごとに成績評価基準が設けられている。卒業認定基準についても、学則及び工学部教育課程及び履修方法等に関する規程に基づき、学部で4年以上在籍し、130単位以上修得した者に対して、卒業を認定し学位を授与している。

成績評価基準及び卒業認定基準は履修要覧に明示され、ウェブサイト上においても公開されており、入学時のガイダンスにおいて周知している。また、履修ガイダンスに対する学生のアンケート調査結果から、

成績評価基準及び卒業要件は概ね理解されていると判断できる。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、原則として J A B E E 認定基準に対応している。実験・実習科目は、レポート課題、実習中の取り組み姿勢を基に評価し、毎回の出席を原則としており、一般基礎科目、専門科目は、定期試験を主として、レポート、ミニテストなどを考慮して評価している。試験やレポートは、模範解答、採点答案を返却することにより、評価の基準を明確化し、学習改善や判定の透明性を保証している。

また、多面的な評価基準の設定とシラバスへの明示について中期計画に定め、それに基づき授業科目ごとの成績評価基準の在り方を教育制度委員会において検討し、講義、演習、実験、卒業研究、実務訓練などの内容に応じた統一的な評価基準を策定し、各授業担当教員に示している。

卒業認定は、それぞれの課程の規程に基づき、厳格に評価し、その審査結果を教務委員会及び教授会において改めて審議し、判定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するため、シラバスに成績の評価配分を明記している。また、同じ講義科目名の下での授業内容を共通化し、評価配分を共通化する試みとして、第3年次生全員が受講する英語では共通のシラバスの下で、共通のテキストを用い、共通の定期試験問題を実施している。

試験答案やレポートは返却の際に、学生に内容の確認を求めて、正確性の担保に努めるとともに、学生の成績評価等に関する疑問は、担当教員、クラス担任教員又は担当事務部局を通じて教員に問い合わせも可能となっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 大学院課程 >

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

学士課程・大学院修士課程一貫教育システムの中で基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育を修士課程まで実践しており、修士課程における授業科目は、共通科目と専攻科目、博士後期課程においては専攻科目で編成されている。

修士課程では、柔軟で人間的な発想ができる人材の育成を目指して、人文・社会科学分野で6単位の履修を義務づけ、共通科目と専攻科目の有機的な連携を具現化するとともに、海外インターンシップ、大学院英語特別コースの設置により国際性の高い教育を実現している。

博士後期課程においては、修士課程における各専攻分野を複合した学際的な課程を編成し、先端技術のフロンティアを追求するとともに、産業界や社会のニーズに対応した研究を行うために必要となる授業科目を特論として広く配置し、創造性に富んだ研究指向技術者を養成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待

にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程の専攻科目については、基本理念に沿って各専攻が各分野の最新の学問技術に関する授業科目を特論として広く配置し、各専攻における工学輪講・や特別研究は、先端技術・研究の各分野に関わるテーマを通じて創造性に富んだ指導的技術者養成を目指す内容となっている。

共通科目では、当該大学の特色である修士課程の「らせん型」教育を担保するために社会計画工学分野と社会文化学分野の科目が配置され、加えて、特別科目として、「研究開発と知的財産権」、「海外インターンシップ」が設置されているのは、時宜を得た措置であるとともに大学の目的にも合致している。

博士後期課程においては、幅広い学識と高度の専門性を培うことを目的として、各専門分野を複合した学際的な専攻を編成し、博士論文に関する研究を実施するとともに、特論及び輪講を通じて最先端の研究、技術開発の現状にふれ、実践的指導的研究者育成に必要な専門素養を身につけさせている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

授業については、各専攻の学習・教育目標や特性に応じて、研究活動の成果が反映されており、学習・教育目標との対応がシラバスに記載されている。

また、行われている研究活動の成果が著書としてまとめられたものをテキストとして使用している授業もあることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化については、組織的な履修指導を各専攻の履修ガイダンスで行うとともに、学生が所属する各分野の教員が指導教員となり、学生が自らの学習目標を設定し、履修計画を立て、必要な学習時間を確保するように指導を行っている。

シラバスには、授業の目標、授業の内容、達成目標、参考書などが記載され、学生の自主学習を促すとともに、オフィスアワーや連絡先が記載され、学生は授業時間外であっても担当教員に直接指導を仰ぐことが可能な仕組みになっている。

また、大学院学生は、研究室に配属され、個人的な学習環境が与えられ、授業時間以外の学習を促す仕組みが講じられている。

これらのことから単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院においては、企業等に在職のまま入学を希望する社会人に対して、入学後も学びやすいように大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を実施することとしている。特例措置の申請をした者は、過去5年間で修士課程では3人、博士後期課程では13人である。

対象者は、社会人特別選抜を経て入学した者とし、原則として平日の夜、または土曜日に授業及び研究

指導を行うこととしており、14 条特例に該当する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

授業形態は、学則及び大学院教育課程及び履修方法等に関する規程に基づき、各専攻の学習・教育目標の特性に応じた組合せ、バランスのとれた構成になっている。

当該大学の特色である少人数教育については、大学院専攻における主要な科目である実験や研究室のセミナー、輪講・特別研究などの演習・実験の大半を 20 人以下で行っている。

学習指導法の工夫については、全学的な教育の目的のもとに、少人数授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、コンピュータとの対話型授業などが行われている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、教育課程の編成の趣旨に沿って、授業担当教員は、シラバスの改訂に関するガイドライン、記入例に従い、学士課程と同様の基準に基づいてシラバスを作成し、その構成はフォーマット化され、教務委員会において改善の検討が行われることにより記載内容の適正化が図られている。

シラバスは、学生に配付されるとともに、ウェブサイト上で公開され、さらに各教員が授業の初回で、履修学生に対してシラバスの全容を説明することによって、学生のシラバスに対する理解度を深めるとともに、シラバスに沿って授業が行われる旨の説明を行うよう配慮している。学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っており、その結果は良好である。

これらのことから、適切なシラバスが作成されており、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導については、学則及び大学院教育課程及び履修方法等に関する規程に、「入学を許可された学生には、入学時に専攻に従って、それぞれ指導教員を定めるもの」とし、「指導教員の指導助言によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする」と定められている。

また、大学院学生の指導教員について、指導教員の決定及び変更に関する申し合わせが作成されており、複数教員による指導体制が整備されていることから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

指導教員の選出については、修士課程学生には1名以上、博士後期課程学生には主指導教員及び副指導教員を1名以上定めるものとされており、各専攻において学生ごとに所属研究室と指導教員を定め、研究指導が行われている。研究室へ配属された後は研究テーマに関する打合せが行われ、教務委員会の審査を経て決定される。

大学院学生はT Aとして、学部学生の演習や実験などの指導に当たることにより、教育訓練の機会が与えられ、また、若手研究者の養成・確保を促進するため、研究プロジェクトに優秀な博士後期課程在学者をリサーチ・アシスタントとして参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

修士課程及び博士後期課程においては、研究指導を受ける主指導教員の下、学位論文の作成を行っている。執筆に当たっては、指導教員以外に、所属研究室以外の教員を副査として配置し、さらに、学位論文の審査委員となった複数の教員の指導を受けることとなっている。

これらのことから、学位審査に係る適切な指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、学士課程と同様に定められている。修了認定基準は学則及び大学院教育課程及び履修方法等に関する規程に基づき策定され、修士課程については、2年以上在学し30単位以上、博士後期課程については、3年以上在学し9単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することを要件としている。また、大学院課程においては、優れた業績を挙げた者については、最短で1年で修了を認めている。

学生全員に課程修了の要件及び学位授与の要件が記載された履修要覧を配付し、入学時のガイダンスにおいて周知するとともに、指導教員が個別に説明している。成績評価基準及び修了要件等については、ウェブサイト上においても公開している。

これらのことから、成績評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程の修了認定は、学位審査取扱細則に基づき、提出修士論文の内容、修士論文発表会でのプレゼンテーション及び質疑応答内容などにより審査が行われ、教務委員会及び教授会において審議し、修了認定を行っている。

博士後期課程の修了認定は、提出された博士論文と公開審査会でのプレゼンテーション及び質疑応答などをもとに審査委員会で厳格な審査を受けることとしている。最終的には博士後期課程に置かれる各専攻運営委員会並びに教授会において、修得単位数及び博士論文について審議し、修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文については、教務委員会及び教授会で指名された審査委員で構成される審査委員会で審査されている。審査委員会は指導教員を含めて2人以上の工学研究科担当の講師以上の者で構成されており、修士論文の内容、修士論文発表会でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容などを総合評価しており、最終的には教務委員会及び教授会の審議を経て修了認定を行っている。

博士後期課程の学位論文は、学生の所属する専攻の運営委員会及び教授会で指名された審査委員で構成される審査委員会で審査が行われている。審査委員会は主指導教員を含めて3人以上の工学研究科担当の講師以上の者で構成されており、必要に応じ、教授会の議を経て、審査委員に他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。公開審査会において、提出された博士論文を中心として、これに関連のある専門分野に関する研究能力及び学識についての口述又は筆記試験を実施している。合格者に対しては、博士後期課程に置かれる各専攻運営委員会並びに教授会において審査を行い、修了認定を行っている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するため、シラバスに成績の評価配分を明記している。

学生の成績評価等に関する疑問は、直接担当教員に問い合わせることのほか、クラス担任教員又は担当事務部局を通じて教員に問い合わせることもできる仕組みになっており、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 1年次からの入学者と、高等専門学校などで技術教育を受けた3年次編入学生とが共存することに配慮した基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育カリキュラムが体系的に組まれている。
- 学部4年次に2ヶ月間という長期にわたるインターンシップを実践している。
- 授業内容、達成目標から判断し、技術者倫理（必修）の内容は適切であり、充実している。
- 技術者、研究者として能力開発のため、フィールド型授業が充実している。
- 実務訓練を中心とする教育方法への取組が平成15年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「社会のダイナミズムに連動する高等技術教育 - 実務訓練を柱として - 」のテーマで採択され、また、地域協働型工房教育プログラムが「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術者養成を目指して - 」というテーマで採択されている。
- 柔軟で人間的な発想をすることのできる人材の育成を目指し、修士課程において、人文・社会の分野で6単位の履修を義務づけているのは、当該大学独自の特色ある教育課程である。

基準 6 教育の成果

- 6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学士課程においては、各課程が設定した学習・教育目標に対する各授業科目の関与の程度及び学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れを明確にすることにより、学部生は卒業時に身に付けることができる知識・能力及びそのために必要な道筋を具体的かつ明確に把握することができる。これらは、学生が卒業後に到達したい技術者・研究者像を自らの学習目標として設定するための前提となり、指針となっている。

こうした指針の下に、「ものづくり産業界における指導的技術者育成に必要とされる学部・大学院教育が十分な成果を上げているか」という視点から、教育制度委員会が教育の成果・効果について調査・分析に取り組んでおり、組織的に対応を行っている。各課程では、J A B E E 対応委員会を設置し、各課程における学習・教育目標の達成状況の検証と分析を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

- 6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 16 年度の進級の状況は、1 年次では学生 109 人に対し留年者なし、2 年次では、学生 136 人のうち留年者 19 人、3 年次では学生 452 人のうち留年者なし、4 年次では学生 516 人のうち留年者 81 人となっている。学部学生の留年については、工学部教育課程及び履修方法等に関する規程により、第 2 年次末において、修得した科目及び単位数が各課程の修得基準に達しない場合は、第 3 年次へ進級することができないという指導留年制度が定められている。

修士課程への高い進学率（平成 16 年度 77.5%、平成 17 年度 83.5%）と技術・研究職への多くの卒業生が就職しているなどの状況から、学士課程・大学院修士課程一貫教育の教育体系、特色ある創造的技術者教育の観点において、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

また、卒業研究の中で特に優れたものについては国内の学会において口頭にて発表することを勧めており、課程ごとに 10～50%の学生が発表している。修士課程の研究は、原則として国内学会において口頭発表を行うこととされており、特に優れたものについては、国際会議での発表、学術誌への投稿を推奨している。課程によりばらつきはあるものの大半が対応する学会等において発表されており、一部が学術誌にも投稿されている。なお、学会において研究発表を行なう場合には、原則として財政支援が行なわれてい

る。

これらのことから、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

授業ごとに授業評価、学習達成度に関するアンケート調査を実施し、大学が編成した教育課程・授業を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断したかどうかの確認を常に行っており、また、卒業（修了）生に対するアンケート調査も実施し、継続的な効果についても調査を行っている。

学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査結果によれば、高い割合で、教育効果が得られたと学生自身が判断している。例えば、平成 16 年度第 1 学期の授業アンケートにおける総合的満足度は、5 点満点に対して専門科目で 3.5、一般基礎科目で 3.6 となっており、学生の満足度は高いと言える。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進学に関して、「学部卒業生の 75%以上の本学大学院修士課程への進学を確保する。」と中期計画に定められており、実際に平成 16 年度学部卒業生 400 人のうち、334 人（83.5%）の進学者を確保している。

大学院修了者の過去 5 年間ににおける進路状況は、修士課程修了者においては、92.5%が技術者・研究者になり、博士課程修了者においては、96%が技術者、研究者、大学及び高等専門学校の教員になっている。

これらのことから、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生（修了）に対するアンケート調査結果から科学基礎と応用能力に関しては、高い割合で、教育効果と成果が得られたと卒業（修了）生が判断しており、専門技術に関する知識とその応用能力に関しても、教育内容に満足している。しかし、外国語によるコミュニケーション能力については、やや達成度が不十分と考えている傾向がある。

実務訓練受入企業・卒業（修了）生就職先に対するアンケート調査結果では、インターンシップの受入企業、就職先の担当者が、基礎、専門能力に関して非常に高い割合で、教育効果と成果が得られていると評価している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 高い就職率が達成されており、さらに、就職した学生のほぼすべてが、修士課程修了者では技術者、研究者に、また、博士後期課程修了者では技術者、研究者、大学・高等専門学校の教員になっており、

研究職への就職率が高く、理念と一致している。

- 各課程にＪＡＢＥＥ対応委員会を設置し、「学習・教育目標」の達成状況の検証と分析を行っている。教育目標に対する達成状況を検証・評価するための適切な取組も組織的に行われている。
- インターンシップの受入企業、卒業(修了)生の就職先の担当者から非常に高い割合で、基礎、専門能力に関して教育効果と成果が上がっていると評価されている。

【改善を要する点】

- 卒業生（修了生）アンケート結果から見て、外国語によるコミュニケーション能力の育成に関する教育については、必ずしも達成度が高くない。

基準 7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学直後に4日間にわたる新入生オリエンテーションを実施し、学部1年次入学生、3年次編入学生、大学院入学生及び留学生それぞれのグループに対して、教育理念を説明し、授業の履修、学習に関する問題への相談・助言など学生生活についてのガイダンスを実施している。平成16年度においては、学部学生が卒業時に到達すべき学習・教育目標に対する各授業科目の関与の程度及び学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れを、各課程が設定してガイダンスを実施している。

新入生全員に対して実施した履修ガイダンスに関するアンケート調査の結果によると、大学の教育理念、学習目標、履修方法について85%以上の学生が理解できるとしており、ガイダンスの顕著な効果が認められる。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- 7 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談、助言については、クラス担任制により、各課程別（専攻別）学年別のクラスに対して学習支援を行うとともに、学部4年次生及び大学院学生については、研究指導教員による学習指導を行っている。

シラバスについてはフォーマット化され、平成16年度シラバスにおいて大半の科目についてオフィスアワーが記述され、担当教員のメールアドレスなどの連絡先が明記されていることから、教員への学習相談が従来に増して活発に行なわれ、学生から好評を得ている。

TAについては、演習科目、実験科目を中心として配置し、学生の個別の質問に対応している。授業評価アンケート調査結果によれば、TAによる学習支援については、大半の学生が適切であると評価している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

- 7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

授業教育関連設備に関するアンケート、学生生活実態調査などにより学生の学習支援に関するニーズを把握し、予習・復習などの自主的な学習に対する指導、設備面の改善など、今後の学習支援の課題を明らかにしている。

平成16年度に行った学生生活実態調査結果によれば、授業が分からないことにより大学生生活に不満を

持つ学部学生の割合は 8.7%であり、学習支援増強の必要性が認められるが、一方では、学生の予習・復習時間が少なく、学生自身の努力も不足しているという結果も得られている。

また、各年次・各課程からクラス代表者を選出し行われている懇談会などにおいて、学習支援等に関するニーズの把握に努めており、その内容は学生生活実態調査報告書により取りまとめられ、学生に配付されている。懇談会において出された意見・要望については、それに対する学生生活委員会の回答を付してまとめたものを、講義棟の掲示板に定期的に掲示しており、優れた取組である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に関しては、留学生センターにおいて日本語研修コースなど支援プログラムが用意され、留学生相談制度・チューター制度が整っている。相談件数は平成 14 年度が年間 20 件であったのに対し、平成 16 年度は 55 件であり、気軽に相談できる体制が拡充されている。また、英語で記載された留学生ウェブサイトが大学公式ウェブサイト上に用意されていることなどの取組について、留学生に対して実施された、英語で記載された授業評価アンケートにおいて、学習支援に対する満足度は高いという結果が得られている。

社会人学生に対しては、豊橋駅前にサテライト・オフィスの設置、17 時以降の講義などを行う体制が整備され、また、学位論文の作成が計画どおり十分進展しており、かつ、勤務する企業等に研究に係る優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると認められた場合には、勤務する企業等においても研究を行うことが可能となっている。

障害のある学生に対しては、障害者チューター制度を導入して学習支援を行なっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境について、法人化以降、講義棟全体に対する空調設備、無線 LAN の整備等の教育環境改善が実施されている。また、一般講義棟に WEB 教育教室を設け、登録者が自由に利用できる環境整備を行っている。その他、附属図書館、語学センター、情報メディア基盤センターにおいても、自主的学習環境が整備されており、授業で使用していない場合は自由に利用することができる。特に、附属図書館は休日を含めて 24 時間利用可能な体制を整えている。

附属図書館の平成 16 年度の年間入館者数を見ると、9：00～17：00 の通常時間の入館者が約 90,000 人であるのに対し、夜間、深夜の入館者数は約 25,000 人に及び、自習環境として図書館は有効に利用されていることが分かる。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動及び課外活動団体等の組織的活動に対しては、学生生活委員会がその支援に当たっている。平成 16 年度からは、学長と学友会等との意見交換会及び学生生活委員会と課外活動団体との意見交換会を開催するなど、学生からの要望等の積極的把握に努めている。

課外活動に関する情報は、新入生ガイダンス及び学生便覧により学生に周知され、これらの情報はウェブサイトにも公開されている。公認のサークルに対しては、責任教員が決められており支援が行われている。また、定期的に学生に対し、学生生活実態調査を行い、学生の要望を分析している。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活のあらゆる事項について、指導・相談・助言を行う体制として、クラス担任及び指導教員による相談体制を整備しており、体育・保健センターにおいて、学校医による健康相談、カウンセラーによる学生相談などが行われている。

また、平成 16 年度に「何でも相談窓口」を設置し、各種ハラスメントに対して学生が相談できる体制を整備し、産業医をハラスメント相談員に加えるなど相談の窓口を広げている。さらに、総括相談部を設置し、相談員によって把握された軽微でない学生の相談事項について、対応を審議・検討する体制を整えている。

就職関係では、学生課に就職担当職員を置くとともに、各学系に就職担当教員を配置している。各種就職情報がウェブサイトからも閲覧できるようにするとともに、学生の職業意識の形成に資するための就職ガイダンスを実施しており、平成 16 年度からは開催回数を増やしている。また、国立大学としては全国最高位の就職率が達成されていることから就職支援活動は十分成果をあげていると判断される。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生センターに修学・生活相談担当の教員を配置するとともに、学部生には 2 年間、修士課程学生については 1 年間のチューターを配属している。留学生の経済的負担の軽減を目的として、平成 15 年度に留学生後援会を発足させ、民間宿舍への入居保証体制の強化と留学生総合補償制度の活用などを推進している。また、学内限定の留学生ウェブサイト及び留学生センターウェブサイトにおいては、学内の修学、生活上の情報のみならず、学外におけるイベント情報や日本の文化・風習を紹介する項目を設け、情報の提供を図っている。

障害のある学生への生活支援等についても、チューター制度を導入することが決定されている。身体に障害のある学生への修学支援に係るバリアフリー対策については、スロープの増設、車椅子専用トイレの設置、専用の駐車スペースの確保などに取り組んでいる。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者についての生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

多様化する学生の相談については、学生課に「何でも相談窓口」を設置し、対応している。また、学生

の課外活動やキャンパスライフを支援するため、大学と課外活動団体等との情報・意見交換会を行うなど、学生の要望の把握に組織的に取り組んでいる。さらに、定期的に学生に対する学生生活実態調査を行い、生活面に関する学生の状況を調査・分析している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助として、日本学生支援機構など各種奨学金制度に対する申請を推奨し、約4割の学生が奨学金の貸与、もしくは給付を受けている。特に独自の豊橋奨学金制度を昭和58年度より設けており、学生に対する経済的援助を実施していることは注目に値する。受給者の資格は「日本学生支援機構大学奨学生に出願する者のうち、学業・人物ともに優れ、かつ、学資の支弁が特に困難と認められる者で、日本学生支援機構を含む他の奨学団体等の奨学金を受けていないものとする」と規定されており、毎年度4人程度に奨学金を支給している。

授業料の免除については、法人化に伴い免除額の総額が減額されたため、免除額の比率、全額、半額の免除者数の比率を調整し、免除者数の減少を抑え、学生への支援機会増大を図っている。

学生宿舎については、A～D棟、国際棟が大学キャンパス内に設置され、希望学生の約4割、499名に対して宿舎を提供しており、寄宿料は月額4,300円（国際棟4,700円）に設定され、学生の経済面に考慮した金額となっている。

また、これらの学生支援に関する事項は、学生便覧に記載されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 何でも相談窓口、学長と学友会の懇談会の開催など、学生支援の取組が充実している。
- クラス代表者懇談会において出された意見・要望とそれに対する学生生活委員会の回答をまとめたものを、講義棟の掲示板に定期的に掲示している。
- 新入生ガイダンスなど、きめ細かくガイダンスを実施している。また、クラス担任制、TA、オフィスアワーの設定、留学生、障害のある学生に対するチューター制度、留学生に対する日本語の補講など多面的な学習支援が行なわれている。
- 大学独自の「豊橋奨学金制度」を制定し、学生支援のために適切に活用している。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 355,606 m²、校舎面積は 36,544 m²であり、大学の目的を達成するために十分な校地、校舎を有している。

一般講義棟においては、プロジェクター機器の増設、無線 LAN の設置、講義室の空調設備を完備するなどの改善が行われており、さらに、自習室、実験室、演習室、附属図書館、体育関連施設、情報関連施設、学生宿舎などの整備を進めて教育効果改善と有効活用が図られている。

また、研究基盤センターにおける全学共通利用並びに産学連携用の教育・研究施設の充実が図られている。その他の教育・研究施設を含めたキャンパス・マスタープランには、建物の耐震改修計画等を盛り込んでおり、今後の経年劣化や老朽化に対応するための施設有効利用に関する施設マネジメント体制も整備されている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークの整備状況については、講義棟の無線 LAN 化、WEB 教育教室の設置など、積極的に対策がとられ、学生一人当たりのパソコン保有台数は 3.89 台と高い。

また、附属図書館、語学センター及び WEB 教育教室などの情報ネットワークを利用可能な自習室として、授業時間外に使用できるように、学生のニーズにも配慮しており、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用に関しては、各施設・設備の利用の手引きが作成され、新入生ガイダンスにおいて周知するとともに、ウェブサイトにおいても周知を図っている。各種施設の利用申込みについては、ウェブサイトからダウンロードを可能にするなど、利用に際して便宜を図っている。

また、安全教育についても、全課程において安全の手引きを作成し、周知を図っており、さらに、ネットワーク講習会を全構成員に対して行うとともに、情報セキュリティポリシーをウェブサイトに掲載するなど情報セキュリティの強化を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断

する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、平成 17 年 5 月 1 日現在、総蔵書数 179,721 冊、総購読雑誌数 4,572 冊が保管されている。視聴覚資料としては、CD (412 種)、ビデオ (540 種)、LD (42 種)、DVD (459 種) などが系統的に保管され、一般貸出、一般利用が可能である。シラバスに記載されている教科書、参考図書も蔵書として保管されており、シラバス掲載の参考図書については優先的に購入している。

利用状況等の過去 4 年の推移を見ると、蔵書数は増加しており、利用者数は減少しているが、これは主要な学術雑誌が電子ジャーナル化され、各研究室から直接閲覧が可能になっているという理由が大きい。

また、語学センター及び情報メディア基盤センターにおいてもビデオ、CD などの視聴覚教材が置かれ、活発に利用されている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 24 時間利用可能な図書館、講義棟全体に対する空調設備、無線 LAN、WEB 教育教室の設置等の学習環境が整備されている。
- 学生に対して十分なパソコン台数が確保され、また、情報ネットワーク、インターネットなどが整備されており、IT 環境が充実している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料については、外部評価報告書や成果報告書などの刊行、当機構による試行的評価の際に収集したデータ等の蓄積がなされている。また、毎年、定期的に教育・研究関係資料を事務局が作成し、教育活動に係る基礎データを蓄積している。J A B E E 審査等に係る、自己点検書、教育活動を示すデータや資料については、各学系・センターにおいて保管・蓄積している。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見については、学士課程、大学院修士課程の全教科について、学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査を実施し、教育課程・授業を通じて意図する教育の効果について確認を行っている。創造的思考力の育成の観点から、授業評価に卒業研究に関する項目を設定し、また、外国人留学生のための英語による特別コース（大学院）における教育内容についても、授業評価アンケート調査が実施されているなど工夫が凝らされている。

この授業評価アンケート結果はウェブサイト上で公開しており、各教員からは、授業改善を含む感想・意見の提出を求めることにより、教育に関する教員の意識を高めることができている。

また、学生及び教員から教育関連設備等、学習環境の改善に関するアンケート調査を実施し、その結果を参考に教育環境整備が進められている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

- 9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見については、教育効果の検証に関する学外関係者からの意見聴取を中期目標・計画に掲げ、さまざまな視点からの検討や取組がなされている。具体的には、卒業（修了）生、実務訓練の受入企業及び卒業（修了）生の就職先に対して、アンケート調査を実施し、基礎能力、分析・思考能力、コミュニケーション能力などについて調査している。

各課程においては、これらの調査結果を教育改善に反映させ、J A B E E プログラムの認定審査を受検するための準備を進めている（生産システム工学課程は、平成 16 年度に認定を受けている）また、学習・

教育目標を含めた在学生の諸活動の在り方について、大学と同窓会との懇談会を実施し連携を強化している。さらに、地元高等学校並びに工業高等学校との懇談会、当該大学出身の高等専門学校教員との交流会及び全国の高等専門学校を対象としたアンケート調査、卒業生との情報交換会を活発に行っている。

これらのことから、学外関係者の意見を教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映させるための取組が組織的に行われていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

目標評価室において、自己点検・評価（外部評価を含む）認証評価機関による第三者評価に対応するため、大学が行う諸活動全般の評価業務や、評価結果を改革に反映させるシステムを整備するための企画・立案を行っている。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるためのシステムの整備については、教育制度委員会が平成 16 年度に設置され、教育制度に係る方針、企画等、改善方策等、教育制度全般に係る事項を所掌している。教育制度委員会が平成 16 年度に取り組んだ教育課程の見直し等の主な改善例としては、「実践的・創造的思考力を醸成させる教育課程の編成」、「多様な学習歴を有する学生に適切に対応する教育課程の編成」、「教育目標・教育理念を認識、理解させ能力を引き出す教育内容・方法の充実」、「透明性・一貫性・厳格性を有する成績評価法の確立」などが挙げられる。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教育制度委員会において、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員に配布し、個々の教員は授業内容、教材、教授技術等の改善を行っている。

平成 15 年度と 16 年度の第 1 学期授業評価・学習達成アンケート調査結果を比較すると、専門と一般基礎の計 23 科目のうち 13 科目で総合的満足度が増加している。同様に第 2 学期は 22 科目のうち 13 科目、さらに第 3 学期でも 21 科目のうち 16 科目で総合的満足度が増加している。

これらのことから、個々の教員が、授業評価・学習達成アンケート調査結果をもとに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的に言い、改善効果を上げていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）について、外国語に関しては、語学センターを中心に早くから FD 活動の推進に取り組んでおり、平成 14 年度からは全学 FD 委員会を設置し、FD 研修会を毎年行うなど組織的に活動が行われている。

また、教育制度委員会において、FD ワーキンググループを設置し、各学系代表者を対象に、個人的教育改善の実績と教育制度の改善に対する提案について、実態調査と意見聴取を行い、その結果をまとめている。

これらのことから、FD 活動について、学生や教職員のニーズが適切に反映されており、組織として適

切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD講習会を定期的に行い、教育改善に努めている。また、FDワーキンググループにより各学系代表者を対象に行われたFD活動の実態調査と意見聴取の結果、教育の改善に有効であったという回答が得られていること、学生による授業評価アンケート調査からも、授業の改善効果が見られるという結果が得られていることなどから、FD活動を通しての教員の意識改革と努力が反映され、教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育活動の質の向上に関しては、中期計画として、「教育を補助・支援する体制として、実験実習等の補助等について、ティーチング・アシスタント等の有効活用を図る」、「ティーチング・アシスタントに対して教育補助者としての資質の向上を図るために必要な研修を実施する」等を示している。この計画に合わせて、教務委員会においてTAの適切かつ有効な活用を図るため、平成15年度末にTA実施要領、TAの任用、運用に関する申し合わせ事項を教務委員会において策定している。さらに、平成16年度においては、TAの資質向上を図るための研修の実施体制を教務委員会で決定し、平成17年度から全学的に実施し、教育支援者である一般職員も、専門性、管理能力の向上を図るため、積極的に研修・講習会に参加している。

また、全学的な研修会とは別に、課程ごとに独自の研修会を行うことができるよう時間帯を設けるとともに、会場を準備するなど配慮をしている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 授業評価・学習達成アンケート調査結果をもとに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的にを行い、効果を上げている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 16 年度末現在の資産は、有形固定資産 22,205,431 千円、無形固定資産 18,641 千円、流動資産 1,289,140 千円であり、合計 23,513,213 千円である。特に固定資産である施設設備の状況について、貸借対照表及び校内配置図から十分であることが判断でき、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

負債については、固定負債 3,618,005 千円、流動負債 1,954,819 千円であり、合計 5,572,824 千円である。

しかし、資産見返負債及び長期借入金等返済を要しない負債が大部分であること、産業投資特別会計借入金については、政府出資の段階において返済計画が策定され、計画どおりに返済されている状況であることから、債務が過大ではないと判断する。

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金で構成されており、過去 5 年間の収入の実績は、増加傾向が見られる。このうち外部資金については、平成 13 年度は減額したものの、平成 14 年度 355,344 千円から平成 16 年度 468,948 千円と 2 年間で約 32%増加している。

平成 16 年度には研究戦略室を設置し、積極的獲得に向けて活動しており、プロジェクト研究情報等の発信、外部資金説明会の開催、共同研究候補テーマ一覧を発行するなどの活動が行われている。

学生納付金についても、体験実習、高等専門学校及び高等学校への訪問、高等学校等との教育連携講座を実施し、志願者・入学者の確保に努め、安定的な収入を確保している。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算、収支計画、資金計画は、中期計画の一部として、大学運営会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定の上、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、年度に係る収支計画等についても、大学運営会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定しており、これらの中期計画及び年度計画は、大学のウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 16 年度の収支状況は、概ね収支均衡が取れており、経常費用が 5,912,926 千円、経常収益は 5,945,220 千円で、経常利益は 32,294 千円であり、当期総利益は、65,120 千円を計上している。また、短期借入金については、借り入れを行っていない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分については、基本方針が策定されており、事業経費や競争的経費を配分する際には、教育・研究の重点化及び活性化を図るためヒアリングを実施してから予算案を作成し、大学運営会議、経営協議会及び役員会の議を経て、配分が行われている。

大学予算の物件費から管理運営経費と予備費を除いたものを教育研究活動に必要な経費として計上し、前年度と同額程度が確保されている。このうち、教育研究を一層活性化させるための競争的経費として学長裁量経費（基盤設備充実経費）と教育研究活性化経費が確保されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

財務諸表等については、国立大学法人法に基づき財務諸表を官報に公告することとなっており、財務諸表、事業報告書、決算報告書、決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに、大学のウェブサイトに掲載しており、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に対する会計監査については、内部監査、監事による監査、会計監査人による監査が実施されている。

内部監査については、内部監査細則に基づき監査計画を策定し、監事監査については、監事監査規程、同実施細則に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し、それぞれ監査を実施している。会計監査人の監査については、財務諸表、事業報告書の会計に係る部分、決算報告書について監査を受けている。監事監査報告書及び内部監査の実施状況報告書等により、監査は適切に行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織は、法令に基づく学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するために、常勤理事が副学長を兼務するとともに、経済界の人材を非常勤理事に配置している。また、副学長のほかに学長補佐を配置し、学長、理事、副学長、学長補佐、事務局長により管理運営の基本的方針等に係る重要事項を審議する大学運営会議を設置し、学長補佐体制を強化している。

事務組織は、法人に事務局を置き、総務課、企画課などの5課から構成される総務部と、学務課、学生課など5課から構成される教務部から構成され、事務局長が学長の監督の下に事務を掌理し、事務の総括、調整を行っている。職員数は、平成17年度5月1日現在で137人であり、教員数216人と比較しても、十分な人数が確保されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

管理運営に関する事項は、大学運営会議の審議結果を踏まえて、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会にて審議され、役員会の議を経て、学長がリーダーシップを発揮できる体制で意思決定をしている。また、室、本部、委員会の長には、学長を補佐する理事、副学長、学長補佐等を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を実現しており、責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、組織間の連携も図られている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

管理運営に対するニーズについて、学外関係者に関しては、経営協議会及び役員会に学外の有識者を加えるとともに、学外有識者によるアドバイザー会議を設置し、学外関係者のニーズを把握し、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生に対しては、アンケート調査を実施するとともに、学長が直接学生の代表者の意見を聴く場(懇談

会)を設けることにより、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。その結果、学外関係者のニーズに対しては、自治体や企業との連携、サテライト・オフィスの設置など、学生のニーズに対しては、講義室の空調、休講情報のIT化、ベンチの増設など様々な対応を実現している。

学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

これらのことから、学内外関係者のニーズを把握し、管理運営に適切に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。

また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席するほか、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、平成15年度は、法人化に向けて大学経営トップセミナー、大学運営に関するセミナーに、平成16年度はマネジメント研修及びハラスメント関係セミナーに管理職員を参加させている。

平成17年度も引き続き、他機関で企画されるマネジメント研修等に参加させるとともに、当該法人において管理職員を対象とした人事労務及びストレスマネジメント研修並びに職員を対象とした大学運営に係る講習会を計画している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針は中期目標において「学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進するとともに、運営組織の合理化を図り、効率的な大学運営を遂行する。」と定められている。それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規則等として制定され明確に示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に定められていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画は、基本理念、中期目標、中期計画、年度計画として、また、活動状況に関するデー

タの一部についても大学のウェブサイトに掲載し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている。活動状況に関するデータ・情報は、大学全体として、ほぼ3年に1回発行する「教育と研究」と、事務局で毎年度作成する「教育・研究関係資料」において取りまとめ、学内の教職員に配布している。

平成16年度には、個人評価に関して、教育、研究、地域・社会貢献、管理運営の4領域について一元化されたデータベースシステムを構築しており、平成17年度からは、さらに機能的に活用できるデータベースシステムを構築していくことが決定され、継続的にデータや情報が蓄積される体制が整備されている。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3- 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価の実施体制としては、法人化を契機に目標評価室及び大学点検・評価委員会を設置している。目標評価室及びその下に置かれた目標評価委員会は、自己点検・評価、第三者評価、中期目標に係る評価等の評価の企画・立案並びに評価結果の分析及び評価についての調査・研究を行っている。大学点検・評価委員会は、自己点検・評価規則の制定や認証評価機関による第三者評価等の評価基準及び観点の分析など、目標評価室が作成する評価に係る企画・立案・報告書等の審議を行っている。

また、大学点検・評価委員会の下に部局点検・評価委員会を置き、当該部局の自己点検・評価等を実施している。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果の公表について、中期計画に「自己点検・評価(外部評価を含む。)及び第三者評価の結果をホームページに公開する」ことを掲げ、当機構が行った試行的評価に係る自己点検・評価の結果を、大学のウェブサイトで公表している。

また、平成12年度に行われた外部評価結果については、印刷物として高等専門学校や国立大学などの関係諸機関に送付し公開しており、自己点検・評価の結果が大学内および社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成12年度に外部評価を実施し、その後、当機構の試行的評価を受け、その結果を外部の有識者による運営諮問会議に報告し、指摘事項に係る改善を進めている。

また、中期目標に係る自己点検・評価として年度計画報告書、平成17年度の認証評価に係る自己評価書などは、提出前に外部の有識者を加えた経営協議会及び役員会において審議している。

法人化後は新たに外部評価を実施することを規定し、平成18年度以降、自己点検・評価書を作成し外部評価を受ける予定である。さらに、外部の有識者によるアドバイザー会議において、自己点検・評価の結果について検証を受けることとしている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、十分に

機能していると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

中期計画に「評価結果を不断の改革に十分反映させるシステムを整備する」ことを掲げ、平成 16 年度は、点検・評価規則を制定し、評価結果を反映させるシステムを構築している。

大学全体の管理運営に係わる評価結果は、目標評価室、大学点検・評価委員会において分析と改善の方針を策定し、役員会、経営協議会などで検討の上、改善を実行している。また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については、大学点検・評価委員会において指摘事項に係る分析・改善を実施している。

なお、当機構の試行的評価(教養教育)の指摘事項については、すでに改善が十分に図られている。具体的な改善事例として、教育目的・目標の周知度を高めるため、履修要覧、履修ガイダンスでの説明のほか、各課程の教育目標が印刷された名刺大のカードを学生に配布することにより周知を図るなどの取組が行われている。

これらのことから、評価結果が改善に結び付けられるシステムが整備され、十分に機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、評価結果を改善に結び付けるシステムが構築され、十分に機能している。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

- 1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

正規課程の学生以外に対する大学の教育サービスの目的は、中期目標に明示され、それを達成するための計画や具体的方針は中期計画及び年度計画として定められている。これらを全職員を構成員とする職員連絡会において説明、ウェブサイトに掲載、大学概要及び大学案内(冊子)を配付することにより、学内外関係者に対して周知している。

これらのことから、改革や具体的方針が定められ、周知されていると判断する。

- 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

正規課程の学生以外に対する教育サービスの活動として 1.「地域社会への貢献のための体制整備」、2.「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」、3.「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」、4.「外国人学生との教育交流制度の整備」、5.「他大学学生に対する教育サービスの充実」を目標・計画に掲げている。

1.「地域社会への貢献のための体制整備」については、地域へ向けての市民講座、情報発信、地域連携事業、産学官交流等を推進するために、平成 16 年 9 月に豊橋駅前にサテライト・オフィスを設置し、地域社会への教育サービスを拡充するため、平成 17 年 3 月から 4 月にかけて豊橋市、田原市、鳳来町及び愛知大学の 4 機関と包括協定を締結している。

2.「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」については、現代的教育ニーズ取組支援プログラム「地域協働型工房教育プログラムの開発と実践 - 地域社会を想う実践的創造的技術者養成を目指して - 」により、地域の課題を取り上げた卒業研究テーマを一般市民から募集（公募型卒業研究）し、17 件の応募に対し 6 件が採択され、地域社会の活性化に貢献している。さらに、社会人に対して、技術科学大学という特色を生かし、ICチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービス、地元 2 高等学校の 2 年生全員が当該大学で最新の研究を体験する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業」、理科・数学離れ、ものづくり離れ等の課題に対応した「化学公開講座」、豊橋市教育委員会と共催の「Jr.サイエンス講座」の実施など高等学校生等への理科教育の威力を伝える教育サービスを実施している。

3.「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」については、高等専門学校生を対象に、学校教育の充実及び高等専門学校の学習意欲喚起等を目的として、教育研究分野の実習を体験させる「高等専門学校体験実習」を平成 11 年度から実施し、毎年 150 名程度の学生を受け入れている。高等専門学校からの学生全員が学内宿泊施設に滞在し、研究室で約 2 週間、最新の研究に従事している。

4.「外国人学生との教育交流制度の整備」については、室長 1 人、室員 1 人と事務職員が一体となっ

た国際交流室を平成 16 年 4 月に設置し、また、インドネシア・バンドン工科大学内にサテライト・オフィスを設置し、海外技術科学教育支援の拠点として活用している。また、韓国技術教育大学との協定に基づいて、同校学生等を夏期休暇期間の 17 日間にわたり受け入れて技術教育を行うサマースクールを開講している。

5. 「他大学学生に対する教育サービスの充実」については、愛知県内の 55 大学間で単位互換協定が結ばれているが、特に愛知大学とは平成 17 年 4 月に包括的協定を結び、教員が相互の大学で出前講義を実施するなど一層活発な教育交流を図ることとなった。

これらのことから、計画に基づいた活動の実施状況は、非常に優れていると判断する。

1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

活動への参加者について、長期にわたって続けている公開講座や技術研修については、募集定員を下回る例もあるが、近年取組を始めた教育サービスの活動については、十分に参加者が確保されている。

参加者等の満足度は、アンケート調査の結果からも、おおむね良好であり、活動としての一定の成果が上がっている。

これらのことから、活動の結果および成果として、活動への参加者が確保され、また、活動の実施担当者やサービス享受者の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていると判断する。

1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

取組の改善のために、地域社会への貢献、高等専門学校との連携、外国の大学等との交流・連携に係る教育サービスについて、地域連携室、高等専門学校連携室及び国際交流室等において、アンケート調査結果、ウェブサイトや当該大学卒業生のメーリングリストを通じて教員、学生等から直接意見を聞くなどして、問題点を把握、分析し、改善策を検討している。

さらに、当該大学と豊橋市、田原市、鳳来町、愛知大学との連携に関する包括協定に基づいて、本学と地方自治体等の両者からなる協議会を設置し、地域社会への教育貢献について具体案を協議している。

これらのことから、地域連携室、高等専門学校連携室及び国際交流室を中心として総括的な改善システムが構築され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

- 「高等専門学校の資質の向上、発展に向けての連携強化」という目的に基づき、毎年 150 人程度の学生を 2 週間受け入れる高等専門学校体験実習は、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ、効果的な教育サービスといえる。
- 「大学が有する知や研究成果を活用した、教育・文化の向上、地域社会の活性化への貢献」という目的に基づき、技術科学大学の特色を生かし、ICチップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービスを行っている。
- 「外国人学生との教育交流制度の整備」という目的に基づき、韓国技術教育大学との協定に基づいて、同校学生等を夏期休暇期間の 17 日間にわたり受け入れて技術教育を行うサマースクールを開講している。また、サテライト・オフィスを国内外に設置し、大学の情報の発信、教育サービスの質の

向上を支援している。

- 地元2高校の2年生全員が大学で最新の研究を体験する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業」、理科・数学離れ、ものづくり離れ等の課題に対応した「化学公開講座」、豊橋市教育委員会と共催の「Jr.サイエンス講座」の実施など高校生等への理科教育の威力を伝える教育サービスを実施している。

<参 考>

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 豊橋技術科学大学

（２）所在地 愛知県豊橋市天伯町

（３）学部等の構成

学部：工学部（８課程）

研究科：工学研究科（修士課程８専攻、博士後期課程４専攻）

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、語学センター
他14施設

（４）学生数及び教員数（平成17年５月１日）

学生数：学部1,238名、大学院修士課程810名
大学院博士後期課程126名

教員数：213名

2 特徴

本学は、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者の養成という社会的要請に応えるため、実践的な技術の開発を主眼として大学院に重点を置いた新構想大学として、昭和51年10月に開学した工学系単科大学である。

開学当初の教育組織は、学部６課程、工学研究科修士課程６専攻の構成であったが、開学10年を契機に工学研究科博士後期課程３専攻を設置し、その後、さらに社会の要請に応える形で学部、工学研究科修士課程に２課程・２専攻を加えるとともに、研究領域の拡がりや高度化に対応するため工学研究科博士後期課程を４専攻に再編し、現在に至っている。

本学は、科学に裏付けられた技術、すなわち「技術科学」の教育・研究を使命とし、豊かな人間性と国際的視野及び自然と共生する心をもつ実践的・創造的かつ指導的技術者を育成するとともに、次の時代を先導する先端技術の研究を行い、大学院に重点を置き、透徹した物を見る眼、繊細で暖かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培う教育を推進し、「技術科学」の新しい地平を切り拓くことを目指して研究に取り組み、さらに、地域社会との連携、国内及び国際社会に開かれた大学を目指している。

本学の特徴は次のとおりである。

学部入学定員は、第３年次への大幅な編入学定員（300名）を設け、主として実際の技術に触れさせる教育を行っている高等専門学校卒業生を受け入れ

るとともに、高等学校（普通高校、工業高校等）卒業生の第１年次入学定員（80名）を設けている。

入学者選抜は、推薦入学を大幅に実施している。

学部は、学際的に編成された課程制をとっている。「技術科学」教育を施すため、学部と工学研究科修士課程は、ほぼ同数の定員枠を設け、大学院までの一貫教育体制を構築している。

教員は、教育組織とは独立した９つの系及びセンターのいずれかに所属し、研究に従事するとともに学部、研究科に所属する学生の教育・研究指導を行っている。

教育課程は、一般大学の直線型教育と異なり、「技術科学」に関する基礎と専門を交互に教育する「らせん型」教育を実施している。

開学当初から、指導的技術者として必要な人間性の陶冶と、実践的技術感覚を養うため、学部４年次に正課として「実務訓練」を実施している。さらに、工学研究科修士課程では、海外実務訓練を平成17年度からカリキュラムとして採り入れている。

学習歴の異なる入学生それぞれに適した、多様なカリキュラムを編成している。

外国人留学生のために英語による授業のみで修了できる工学研究科修士課程、英語特別コースを設置している。

技術者教育の品質保証に対する国際的な認証制度に繋がる（JABEE）プログラムの取得に向けて全学的に取り組んでいる。

開かれた大学として、外部機関との交流、共同研究、地域社会との連携事業を積極的に推進している。

JICA（独立行政法人国際協力機構）への協力など活発な国際交流活動等の実績により設置された「工学教育国際協力研究センター」を中心に、海外事務所の開設や、技術移転、技術教育支援などを行っている。

研究面では平成14年度は２件の「21世紀COEプログラム」の採択、平成17年度は本学が研究機関の核となる「都市エリア産学官連携事業（発展型）」の採択、また、教育面では優れた教育プログラムとして平成15年度は「特色GP」、平成16年度は「現代GP」がそれぞれ1件採択されるなど、研究及び教育について高い水準にある。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

豊橋技術科学大学の使命・理念

豊橋技術科学大学は、科学に裏付けられた技術、すなわち技術科学の教育・研究を使命とする。

この使命のもと、豊かな人間性と国際的視野及び自然と共生する心を持つ実践的創造的かつ指導的技術者を育成するとともに、次の時代を先導する技術科学の研究を行う。そのため、大学院に重点を置き、透徹した物を見る眼、繊細で温かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培う教育を推進し、技術科学の新しい地平を切り拓くことを目指して研究に取り組む。

さらに、地域社会との連携、国内及び国際社会に開かれた大学とするための基盤を構築する。この理念のもと、以下の特色ある教育研究及び対外活動を行う。

【教育研究】

1. 高等専門学校卒業生を学部3年次に受け入れ、高等専門学校の実践的教育を基礎として、その上にレベルの高い基礎科学、人文・社会科学を教育し、さらに高い専門教育を与える「らせん型」教育を行う。
2. 普通高校、工業高校等の卒業生を学部1年次に受入れ、早い時期に技術に触れさせ技術に興味を持ちかつ科学的思考力を持つ学生を育成する。
3. 大学院に重点を置き、産業界をはじめとする外部社会との緊密な連携により、社会の要請に適合した実践的・先端的技術科学の教育研究を遂行する。
4. 医学、農学、人文・社会科学等工学以外の分野と工学の融合分野を開拓し技術科学のフロンティアを拡大する。

【国際展開】

1. 広く世界に向け研究成果を発信するとともに技術移転や技術教育支援を積極的に行う。
2. 全世界から留学生を多数引き受け、また、日本人学生を積極的に海外に派遣することにより、国際的に活躍できる指導的技術者を育成する。

【社会貢献】

1. 豊橋技術科学大学を高等専門学校教員の研究、研修の場とするとともに、社会人の再教育、継続教育の場として開放する。
2. 産学連携、地域連携を積極的に進め、社会及び地域に対し開かれた大学とする。

教育目標等

1 教育の成果に関する目標

豊かな人間性と知識水準を備え、社会的要請に応えとともに、国際的にも活躍できる、実践的・創造的かつ指導的技術者を養成する。

2 教育内容等に関する目標

- (1) 実践的・創造的思考力を醸成させる教育課程を編成する。
- (2) グローバル化時代に即した教育課程を編成する。
- (3) 高等専門学校卒業生をはじめ、普通高校、工業高校等の卒業生、外国人留学生、社会人等多様な学習歴を有する学生に適切に対応する教育課程を編成する。
- (4) 教育目標・教育理念を認識、理解させ自ら能力を引き出せる教育内容・方法を充実する。
- (5) 透明性・一貫性・厳格性を有する成績評価法を確立する。
- (6) アドミッション・ポリシーを公表し、多様かつ豊かな資質をもつ入学者を確保する。

3 教育の実施体制等に関する目標

- (1) 教育の実施体制及び教育の実施状況等を検証する体制を整備する。
- (2) 教育の質の向上・改善のための体制の整備・充実を図る。
- (3) 授業等に必要な施設・設備等の教育環境の充実を図る。

4 学生への支援に関する目標

- (1) 多方面にわたる学生の生活支援を充実する。
- (2) 就職活動支援体制の整備・充実を図る。
- (3) 留学生・社会人学生等に対する修学支援を充実する。

5 社会との連携、国際交流等に関する目標

- (1) 地域社会への貢献のための体制を整備する。
- (2) 大学が有する知や研究成果を活用し、教育・文化の向上、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 国際交流・連携を推進するための体制を整備する。
- (4) 外国の大学、研究機関との連携・交流を推進する。
- (5) 開発途上国に対する工学教育国際協力を推進する。
- (6) 外国人研究者等の受入れ、海外への職員の派遣を積極的に推進する。
- (7) 外国人留学生の受入れ、学生の派遣を積極的に推進する。
- (8) 地域社会における国際化の支援を図る。

6 運営体制の改善に関する目標

学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進するとともに、運営組織の合理化を図り、効率的な大学運営を遂行する。

7 人事の適正化に関する目標

- (1) 優れた教員を確保するために、公正で一貫性のある人事運用システムを構築するとともに、教員の流動化、多様化を推進する。
- (2) 職員の能力向上を推進するシステムを整備する。

8 財務内容の改善に関する目標

- (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
教育・研究活動の活性化等に資するため、外部研究資金、施設使用料等多様な収入方策に係る検討を行い、自己収入の増加に努める。
- (2) 経費の抑制に関する目標
効率的な管理運営を行うこと等により、管理経費の抑制に努める。
- (3) 資産の運用管理の改善に関する目標
大学が保有する資産を効率的、効果的かつ安全性に十分留意し、運用管理する。

9 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- (1) 評価の充実にに関する目標
自己点検・評価の実施体制を整備し、計画的に自己点検・評価を行うとともに、認証機関による第三者評価を踏まえ、大学運営の改善・充実に資する。

選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の創設にあたっては、教育研究の基本構想のひとつとして、社会人の継続教育・再教育及び高等専門学校等の教員の研究・研修機関としての役割をも果たす、[開かれた大学]とすることが提言され、創設後間もない昭和 53 年度から公開講座を開設するなど、開かれた大学として、正規課程の学生以外の教育サービスを積極的に進めてきた。平成 16 年度の法人化にあたり、中期目標、中期計画に、正規課程の学生以外の教育サービスに係る目的、目標として、地域社会への貢献、高専連携、国際交流、他大学との教育研究連携などに関する具体的目標を掲げている。

教育サービスの目標・計画

1 地域社会への貢献のための体制を整備する。

- (1-1) 生涯学習、市民大学、高校との連携事業等の推進など、地域社会との連携や支援事業を促進するため、学長補佐を室長とする「地域連携室」を設置する。
- (1-2) 地域連携を実践的に実行するために、キャンパス外に「サテライト・オフィス」を設置し、大学情報の発信、市民大学、生涯学習等の地域連携、産学官交流等を推進する。

2 大学が有する知や研究成果を活用し、教育・文化の向上、地域社会の活性化に貢献する。

- (2-1) 地域文化の振興に資するため、公開講座、図書館の開放、体験学習等を拡充する。
- (2-2) 地域の社会人に対するリフレッシュ教育、技能研修を促進する。
- (2-3) 初等、中等、高等教育機関に対する出前授業、研修生の受け入れ、教員の専門教育研修等の教育サービスの提供を推進する。
- (2-4) 地元自治体と連携して、地域住民の生活と安全を守るための研究、政策提言を行い、地域防災対策活動を積極的に支援する。
- (2-5) 地域企業等への大学からの講師派遣、社会人の大学院への受入れなど、人事交流を積極的に推進する。

3 高等専門学校の資質の向上、発展に向けて、連携強化を図る。

- (3-1) 高等専門学校への情報発信、本学教員による高等専門学校訪問の充実と、高等専門学校の教育・研究内容及び高等専門学校生の進路状況の分析を行うため、学長補佐を室長とする「高専連携室」を設置する。
- (3-2) 高等専門学校生を対象に、体験実習を実施し、毎年度、現役高等専門学校生を 100 名以上受け入れる。
- (3-3) 高等専門学校教員が情報処理に関する高度の知識と技術を修得できるよう、関連事業を支援する。
- (3-4) e - ラーニング等の遠隔教育による教育環境を整備し、推進する。

4 国際交流・連携を推進するための体制を整備するとともに、外国人留学生を積極的に受け入れる。

- (4-1) 外国の大学・研究機関等との交流・連携の基本方針、教員の海外派遣、研究者の受入れ、学生の海外留学、外国人留学生の受入れを推進するため、学長補佐を室長とする「国際交流室」を設置する。
- (4-2) 国際交流・推進を実践的に実行するために、海外に「サテライト・オフィス」を設置し、海外への情報発信、外国人留学生の受入、研究者交流等を推進する。
- (4-3) 留学プログラムの開発や政府機関・団体等の受入制度を活用し、外国人留学生を積極的に受け入れる。

5 他大学に対する教育サービスの充実を図る。

- (5-1) 単位互換協定による他大学の学生に対する教育サービスの充実を図る。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、新構想大学として開学した昭和 51 年 10 月に、創設の趣旨を踏まえて目的を定め、昭和 53 年度からは学則にその目的を規定するとともに、大学概要等に明示してきた。現在では目的又は基本理念(基本的な目標)として、学則、中期目標、大学概要、ホームページ、履修要覧、学生便覧等に明示している。具体的な目標及び計画については、中期目標・中期計画としてホームページに、さらに、課程ごとに学習・教育目標を定め、ホームページ、履修要覧、シラバスに明示し、大学として目的を明確に定めている。

大学の目的に沿って、実践的、創造的かつ指導的技術者の育成と、さらに、次の時代を先導する技術科学の研究を実現するため、学部から大学院工学研究科修士課程までの一貫教育を実施している。

学部では、一般教育から専門教育に渡る広い領域の知識を授け、技術科学に関する高度の専門教育を行っている。大学院修士課程では、論理的能力、応用能力等、実社会における指導的役割を果たすために要する能力を培うことを、また、大学院博士後期課程では、学部・修士課程と共通の目的の下に、独創的な研究及び研究指導能力を養うことを目的としており、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することに対応しているところから、大学及び大学院の目的は、学校教育法の定めに外れるものではない。

基本理念等を記載した冊子「大学概要」を全職員に、「履修要覧」を全学生に、「新入生オリエンテーション」において「学生便覧」を入学生に配付し、本学の教育理念・教育目標等を説明することなどによって、全構成員に対して基本理念の周知を図っている。また、大学概要等を関係諸機関に配付するとともに、本学のホームページに目的、基本理念、具体的な目的・計画を掲載し、本学の基本理念、アドミッション・ポリシー及び課程ごとの学習・教育目標を記載した入学案内の冊子を学校関係機関等に配付することにより、社会に対して目的を広く公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は工科大学として、基本理念に基づく教育組織を、学士課程は 8 課程、修士課程は 8 専攻とし、教員（研究）組織を分離している。さらに、高度の学際的研究者を育成するため、博士後期課程には修士 8 専攻を融合した 4 専攻を置いている。これらの課程・専攻は、本学の目的の柱である実践的技術者を育成するため、主たる受け入れ対象である高等専門学校の学科構成に対応しつつ、学際的な教育も行えるよう編成されている。

また、教員組織を 9 つの系により編成し、上級課程に進学するに従い、より高いレベルの実践的、創造的、かつ指導的技術者を育成することを目的とする教育を行っている（博士後期課程については教員を 4 専攻に配属する）。

教養教育を実施する教員体制としては、教務委員会の責任のもとに、人文・社会の分野については、主に人文・社会工学系(9系)、語学センター、体育・保健センター、留学生センターの教員が担当し、工学系の教員が自然科学の分野を担当している。教育制度委員会において、教養教育を含めた教育課程や教育方法等を検討している。

また、教務委員会と連携して、教養教育の編成と分析を適切に行っている。

「教育支援機構」、「研究推進機構」、「情報基盤機構」を設置し、各々教育支援、研究推進、情報基盤支援を行っている。「教育支援機構」では、外国語教育、保健体育教育等の教養教育を中心に、また、留学生の教育等を、「研究推進機構」では、産学共同研究及び先端的・独創的な研究プロジェクトの推進、工学教育国際協力ネ

ネットワークの構築、特定のテーマの研究並びに工作実習、分析実験等学生の実験実習の教育支援等を、「情報基盤機構」では、学術情報システムの活用、計算機を利用する教育・研究支援、e-ラーニングの支援、ネットワークの支援等を行っている。

教育活動に係る重要事項を審議する組織として、教育研究評議会は主として大学としての教育に係る基本的な方針や計画を、教授会では主として具体的案件を審議することとして、役割を明確にし、効率化を図っている。

また、教授会の下に代議員会を設置し、具体的な教育活動に係る重要事項の審議を委託している。代議員会は月2回定期的に開催し、教育研究に係る重要事項を審議するための必要な活動を適切、かつ迅速に行っている。

教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、教育制度委員会、博士後期課程委員会、博士後期課程専攻運営委員会を設置し、各々の委員会の役割・分担を明確に規定するとともに相互の連携を図り、教育に関わる審議を目的に応じて適切に実施している。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織(研究組織)の編成は、教育組織とは別に研究分野に対応した学系制を採り入れ広領域にわたって組織され、教育組織と有機的な連携を図り、境界領域の教育研究に弾力的に対応できるものとなっている。専任教員に関する配置定員を定め、主要な授業科目を専任教員が担当し、実験、実習等の授業科目には助手が配置されている。また、教員の採用・昇任にあたっては、高度な教育研究の水準を維持するため、大学・大学院設置基準に規定する教員の資格基準を超えた「**本学教員選考基準**」、「**教員の選考基準に関する申合せ**」等を定め、運用している。本学専任教員は、平成17年5月現在で教授78人、助教授72人、講師13人であり、学士課程においては76%、修士課程においては90%以上の授業総コマ数を担当している。学部における専任教員、大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員は、いずれも質、量の両面において十分確保され、学部と大学院における専門科目の授業は、研究活動及び研究業績と良い相関を持って行われている。

教員の採用と昇任に関する基準は明確に定められ、適切に運用されている。さらに、公募制を導入するとともに、民間企業出身者及び外国人教員を確保していること、また、任期制の在り方や、教員レベルの向上のためのサバティカル制度について組織的に検討していること、優秀教員評価制度を採り入れていることなど、大学の目的に応じ、教育研究水準の向上及び教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

教員の教育活動の評価方法等を検討するための組織として目標評価室、実施に対応する組織として大学・点検評価委員会、評価と改善に資するため学生による授業評価や教員に対してのヒアリングを行う組織として教育制度委員会があり、互いに連携し、教員の教育活動に関する評価・改善を適切に進めている。

教務部学務課が教育課程の実施に関する支援を行っている。学務課は3係を置き、課長以下9名の一般職員、14名の技術職員(技術専門職員)、2名の非常勤職員、総勢25名の人員が配置され、また、実験、実習、演習等の教育補助業務にティーチング・アシスタントを活用しているなど、教育課程を展開するのに必要な支援体制が整備されている。

基準4 学生の受入

本学は、基本理念、教育目的に沿って、全学共通のアドミッション・ポリシーを明確に定めるとともに、これに基づき、課程ごとに、より具体的なアドミッション・ポリシーを明確に定めている。これらは、ホームページに掲載するとともに、大学案内及び学生募集要項の配付、関係機関への訪問等により学内外に公表、周知

している。特に高等専門学校については、毎年ほぼ全校訪問し、説明し、周知を図っている。

学生の受入れについては、本学の目的を達成するため、普通高校並びに工業高校等からの入学、高専からの編入学、留学生、社会人入学など、学部・大学院にわたり多様な学習歴に対応した入学試験を実施し、学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定するとともに、面接や調査書、推薦書などによりアドミッション・ポリシーに沿って適性を判定している。

入学者選抜の実施については、実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点及び合格者の決定まで、入学試験委員会を中心に体制を構築しており、意思決定のプロセス、責任も明確であり、適切な体制により、公正に実施している。

入学者選抜の検証及び改善については、入学者選抜方法研究委員会が、入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査、高校教諭・高専教員との意見交換等を踏まえて行っている。また、これらの結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめるなど、入学者選抜方法の改善に役立てている。

実際の入学者の状況については、過去5年間に於いて、学部については、定員の1.20倍、大学院修士課程については、0.99倍、博士後期課程については、1.21倍の学生を受け入れており、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況にはなっておらず、入学定員と実入学者数の関係は適正である。

基準5 教育内容及び方法

本学は、学部・大学院修士課程一貫教育を実施し、大学院に重点を置いた教育体系を採り、「特色ある実践的・創造的技術者教育」を目標に、基礎と専門を繰り返す「らせん型」教育を学部から修士課程まで実践している。

また、各課程の学習・教育目標に沿った授業科目を幅広く開設し、科目配置については、教育制度委員会において、基本理念に基づく全学的な見地からカリキュラムを検証している。

学士課程においては、一般基礎科目は、数学、物理、化学などの自然科学分野の科目、技術者倫理、世界観と歴史観を育む授業科目などの人文・社会科学分野の科目、英語を中心とした外国語の科目が提供されている。専門科目については、教養教育と専門教育との連携を図るとともに、各課程の「学習・教育目標」に即して、学部の前期課程では工学基礎教育、後期課程では、「専門基礎」、「専門」教育に重点をおいた教育課程を編成している。

講義・演習・実験・実習を通じて、現象の本質を理解するに必要な基礎学力、自主的かつ柔軟性のある思考力、総合的応用力を養う教育を実施しており、教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。

修士課程では、柔軟で人間的な発想をすることのできる人材の育成を目指した教育課程として、人文・社会科学分野の共通科目の履修を義務づけ、「共通科目」と「専攻科目」の有機的な連携を具現化するとともに、大学院英語特別コースの設置、海外インターンシップ制度など、国際性の高い教育を実現している。「専攻科目」については、本学の基本理念に沿って各専攻が各分野の最新の学問技術に関する授業科目を「特論」として広く配置するとともに「工学輪講」や「特別研究」など、創造性に富んだ指導的技術者養成を目指す内容となっている。

博士後期課程においては、本学の基本理念に基づき、修士課程までに専攻した学問領域に基盤を置いて、幅広い学識と高度の専門性を培うことを目的として、各専門分野を複合した学際的な専攻を編成している。博士論文に関する研究を実施するとともに、「特論」及び「輪講」を通じて最先端の研究、技術開発の現状にふれ、将来研究者となるために必要な専門素養を身につけさせている。

学生による授業評価は、学部及び修士課程の全授業科目について実施されている（英語特別コースを含む）。また、各課程の学習・教育目標や特性に応じて、研究活動の成果が授業内容に反映されており、授業内容を改善するための研究も実施されている。

成績評価基準を履修要覧に明示し、入学時のガイダンスなどにより成績評価の方法について周知を図っている。

また、各課程が設定した「学習・教育目標」に対する各授業科目の関与の程度、授業科目の流れを明確に説明し、学生が自らの学習目標を設定し、必要な学習時間を確保するように履修ガイダンスを行っている。

本学の基本理念や特色、中期計画等において示されている、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程を編成することに配慮するため、他課程の授業科目の履修、国内外の協定大学との単位互換、国際的通用性の高い英語検定試験の単位認定など、より効果的な教育を実施している。また、本学の特色である創造的技術者を養成する「実務訓練」により、実践的思考力を養っている。

各課程、専攻の「学習・教育目標」の特性に応じた組合せ、バランスのとれた課目構成、少人数授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業、コンピューターとの対話型授業、外国語科目等での学力別クラス編成など適切な授業形態が工夫されている。さらに、教育課程の編成の趣旨に沿って、様式に則ったシラバスを作成し、記載内容の適正化が図られている。学部では、多様な入学生に対する基礎学力不足の補充授業として、英語や数学、工学の基礎的な科目など多様な科目を開設している。英語科目については、プレイスメントテストを行い、学生の語学力に応じたクラス編成を行うなど、学力に応じた指導を行っている。また、Web 教育教室、語学センターなどの整備、図書館の 24 時間開館と授業に使用する資料の充実など自主的な学習への環境整備を行っている。

成績評価基準の在り方を教育制度委員会において検討し、講義、演習、実験、卒業研究、実務訓練、特別研究などの内容に応じた統一的な評価基準を策定した。また、大学院課程における特別研究等の成績評価は、透明性を確保するとともに、基準に基づいて適切に実施している。なお、学士課程においては、成績評価は、原則として JABEE 認定基準に対応しており、極めて公平な成績評価・単位認定が図られている。

大学院課程における、研究指導審査等に関しては、規約が明確に定められており、研究内容、研究水準まで含めた適切な指導体制がとられている。また、学位論文（修士論文及び博士論文）の審査は、規定に基づき、適正かつ厳格に実施されている。大学院学生はティーチング・アシスタント（TA）として、学部学生の演習や実験などの指導にあたることにより、教育訓練の機会が与えられている。また、若手研究者の養成・確保を促進するため、本学が行う研究プロジェクトにおいて優秀な大学院博士後期課程在学者を研究補助者（RA）として参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

基準 6 教育の成果

本学の基本理念、特色である、学部 - 大学院修士課程一貫教育を実施している大学院に重点を置いた教育体系、特色ある創造的技術者教育の観点に基づき、教育の成果・効果を教育制度委員会が調査・分析し、組織的に対応している。各課程では、JABEE 対応委員会を設置し、各課程における「学習・教育目標」の達成状況の検証と分析を行っている。大学全体及び各課程の教育方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが組織的に行われている。

修士課程への高い進学率と技術・研究職への多くの卒業生が就職しているなどの状況から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。また、卒業論文・修士論文の大半は、対応する学会等において発表され、学術誌にも投稿・掲載されており、高い水準の教育が実施されている。

学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査結果から、授業目標の理解・授業紹介との対応、教員の説明・内容の理解に関して、教育効果が得られていること、学生の総合的満足度が高いことなどの調査結果が得られており、大学が編成した教育課程・授業を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断していると考えられる。

また、卒業（修了）生に対するアンケート調査結果、実務訓練受入企業・卒業（修了）生就職先に対するアンケート調査結果などから、基礎、専門能力に関しては、教育効果と成果が得られている。外国語によるコミュニケーション能力に関する教育成果については改善の余地がある。

本学の基本理念に基づいて、教育の成果や効果は、十分あがっていると判断する。

基準 7 学生支援等

学生の修学支援に関しては、新入生に対するオリエンテーションなどにより、授業科目や専門、専攻の選択、大学の教育理念、学習目標、履修方法などについて適切な指導が行われている。また、担任制により、各課程別（専攻別）、学年別のクラスに対して学習支援を行うとともに、学部 4 年次生及び大学院学生については研究指導教員による学習指導を行っている。

講義に関する学習相談に関しては、シラバスにオフィス・アワー、メールアドレス等を明記し、学生による教員への相談などが活発に行われている。さらに、TA などを活用することにより、学習支援の補助が適切に行われている。また、学生の学習支援に関するニーズを把握するため、教育関連設備に関するアンケート調査、学生生活実態調査などを実施し、予習・復習などの自主的な学習に対する指導体制、設備面の改善などを行っている。特に、講義棟全体に対する空調設備、無線 LAN は、ほぼ完備し、図書館、Web 教育教室は自習場所として有効に利用されているほか、語学センター、情報メディア基盤センターなどの学内施設も、自学自習の場として利用されている。

留学生に対する学習支援については、留学生センターにおける日本語の補講、チューター制度による支援を行っている。外国人留学生の生活面における様々な支援は、留学生相談担当教員、チューターなどにより行われている。

また、留学生後援会支援基金制度を設け、経済的な支援体制の充実も図っている。社会人学生に対しては、豊橋駅前に授業が可能な「サテライト・オフィス」を設置した。

障害を持つ学生については、チューター制度の導入など、鋭意取り組んでおり、学習支援は適切に行うとともに、身障者用トイレの設置など、バリアフリー化対策を積極的に進めている。

学生生活支援については、「何でも相談窓口」の設置、大学と課外活動団体、学友会との意見交換会を定期的に行うことで多様化する学生のニーズについて、情報収集する機会を増やしている。また、学生生活実態調査により学生の生活面の要望を分析しており、学生の生活支援等に関するニーズの把握は適切に行われている。課外活動への支援は、課外活動団体等との情報・意見交換会を定期的の実施することにより、学生からの要望等を聴取するとともに、大学と同窓会との連携を強化し、学生の諸活動に関する支援を行っている。

就職支援については、就職担当教員を置くとともに、学生からの要望に応えた就職講座を実施し、就職活動支援体制の整備・充実を図っている。以上のことから、相談・助言、支援体制は整備され、機能している。

学生の経済面に対する支援については、日本学生支援機構など各種奨学金制度に対する申請を推奨し、約 4 割の学生が奨学金の貸与、もしくは給付を受けている。授業料の免除については、ほぼ前年並みの人数を確保している。

学生宿舎については、希望学生の約 4 割、499 名に対して宿舎を提供している。

基準 8 施設・設備

学生一人当たりの校舎面積は、85.0 m²と他大学に比べてかなり広く、キャンパスや講義室は、一人あたりの面積や座席数からみて十分な広さを有する。

教育用設備については、積極的に改善を進めている。一般講義棟については、プロジェクター機器、空調設

備の充実が進められている。また、語学センターには、最新の視聴覚機器が整備されており、各種語学学習教材は充分整備されている。

情報利用環境については、講義棟全教室の無線 LAN 化、Web 教育教室の設置など、また、専門課程の一般情報教育についても十分な数のパソコンが各系に配備され、機能している。

実験・実習室については、一部施設の老朽化があるものの演習・実験を行うに十分な施設が整備されている。これらの対策については、キャンパス・マスタープランに基づいて、建物の耐震改修計画、経年劣化や老朽化に対応するための施設有効利用に関する施設マネジメント体制が整備されている。これらの各施設・設備については、利用の手引きが作成され、新入生ガイダンス及びホームページにおいても周知を図っており、これらの利用申込みについては、ホームページからダウンロード出来るようにするなど、利用に際して便宜を図っている。また、施設・設備の運用に関する方針についても明確に規定され、構成員に周知されている。

ネットワーク利用者については、情報セキュリティに関するネットワーク講習会を全構成員に対して行うとともに、情報セキュリティポリシーをホームページに掲載するなど情報セキュリティの強化を図っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されるとともに有効に活用され、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備されていると判断される。

附属図書館については、自習のための施設・設備面の整備を図っており、シラバスに記載されている教科書、参考図書も蔵書として保管されており、蔵書数、購入雑誌数は、主要な学術誌の電子ジャーナル化と併せて、着実に整備されているものの、蔵書数の増加、教育用情報ネットワーク整備など時代の流れに迅速に対応できるよう一層の充実が望まれる。附属図書館の 24 時間開館、語学センターの CALL 教室も時間外利用を可能とするなど自習学習の機会の確保を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

法人化に伴い、目標評価室、教育制度委員会をはじめとする、教育の質の向上・改善のための組織体制が整備されるとともに、教育の質の向上・改善及び充実を図るための活動が行われている。しかしながら、教育活動に関する資料・データ等の蓄積と整理は不十分であり、今後、目標評価室を中心に改善を進める予定である。

中期計画において、「成績評価基準を明示した上で厳格に実施する。」「各授業科目の成績評価基準をシラバス等に明示し、教育制度委員会等でその妥当性を検討する。」等が示されている。これを受けて、教育制度委員会において、授業科目ごとの成績評価基準の在り方を検討し、講義・演習・実験・卒業研究・実務訓練などの内容に応じた統一的な評価基準を策定し、各授業担当教員に示した。本学は、学部、大学院修士課程の学生に対して、全教科について授業評価、学習達成度に関するアンケート調査を実施し、教育の効果について確認を行っている。

特に、卒業研究・修士課程における研究などを通じての創造的思考力の育成効果について、授業評価アンケートにより学生の意見を調査している。また、外国人留学生のための英語による特別コース（大学院）における教育内容についても、授業評価アンケート調査を実施するなど内容にも工夫が凝らされている。また、個々の教員は、授業評価・学習達成アンケートの結果をもとに、授業内容、教材、教授技術等の改善案を教育制度委員会に提案する制度を始めている。

教育効果の検証に関しては、学外関係者からの意見聴取を中期目標・計画に掲げ、さまざまな視点からの検討や取り組みがなされている。卒業（修了）生、実務訓練の受入企業及び卒業（修了）生の就職先に対しておこなったアンケート調査結果からは、基礎、専門能力に関しては、教育の成果と効果はあがっているが、外国語によるコミュニケーション能力に関する教育については、改善の余地があると判断された。各課程において

は、これらの調査結果を教育改善に反映させ、JABEE プログラムの認定審査を受検するための準備を進めている（生産システム工学課程は、平成 16 年度に既に認証を受けている。）。また、教育改善に関して、同窓会、地元高等学校並びに工業高等学校との懇談会、本学出身高専教員との交流会及び全国の高専を対象としたアンケート調査、卒業生との情報交換会を活発に行っている。さらに、学生及び教員から講義室及び講義棟において必要な設備等、学習環境の改善に関するアンケート調査を実施し、その結果を参考に教育環境整備が進められている。

FD 活動に関しては、語学センターを中心に早くから英語教育 FD 活動の推進に取り組んでいる。平成 14 年度から全学的 FD 委員会を設置し、研修会、学生・教員によるアンケート調査などを行い、FD 活動による教育改善を図っている。今後、教育活動に関する資料・データ等の蓄積と整理を進め、また、教育改善方法については系統的かつ継続的な分析が必要である。

ティーチング・アシスタントなどの教育支援者や事務職員や技術職員などの教育補助者に対しては、教育活動の質の向上を図るための研修・講習会等、その資質の向上を図るための取り組みが適切になされている。

基準 10 財務

本法人の資産は、法人化以前の土地・建物等すべて出資を受けており、財源についてもこれまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動が遂行可能である。また、学生納付金については、適正な学生数により継続的な収入を確保しており、外部資金についても継続的な収入を確保している。

収支に係る計画等については、学長の意向を踏まえ、学内諸会議における検討・審議を経て、適切な計画等を策定しており、大学のホームページにより関係者に明示されている。また、予算及び収支計画等の想定内で、弾力的かつ適正に執行し、支出超過とはなっていない。さらに、教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費及び競争的経費を配分する際には、ヒアリングを行い教育・研究の活性化及び重点化を図るなど、適切な資源配分がなされている。

本法人の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切な形で公表される。また、財務に対する監査として、本法人規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

基準 11 管理運営

管理運営組織は、国立大学法人法及び学校教育法等の法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等が整備されている。事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長が学長の監督の下に、事務を掌理し、2 部 10 課からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営に参画しており、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

管理運営に関する事項については、大学運営会議により審議され、また、大学運営に係る具体的な事業を実施するため「室」、「本部」、「委員会」を置いている。学長を補佐する理事、副学長、学長補佐等がこれらの組織を統轄し、機動的な業務等の運営を確保しており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

「経営協議会」及び「役員会」に学外の有識者を加えるとともに、学外有識者による「アドバイザー会議」を設置し、学外関係者のニーズを把握し、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生については、アンケート調査を実施し、また、学長が直接、学生の代表者の意見を聴く場(懇談会)を設けることにより、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施している。また、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備されているとともに、管理運営に関わる役員等の責務、権限、選考も規則等として制定され明確に示されている。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させるとともに、管理職員等を対象とする人事労務研修や大学運営に係る講演会を計画している。

自己点検・評価の実施体制として、「目標評価室」及びその下に置かれた「目標評価委員会」は、自己点検・評価をはじめとする諸評価に関する企画・立案並びに評価結果の分析などを、「大学点検・評価委員会」は、「目標評価室」の作成した評価に係る企画・立案・報告書等の審議を実施している。さらに、「大学点検・評価委員会」の下に部局の自己点検・評価等を実施するための「部局点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価結果を大学のホームページに公表し、また、平成 12 年度に行われた外部評価結果については、印刷物として関係諸機関に送付し、広く公開している。

中期計画に評価結果を十分反映させるシステムを整備することを掲げ、点検・評価規則を制定し、評価結果を反映させるシステムを構築し、管理運営に係わる評価結果は、目標評価室、大学点検・評価委員会において、また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については、大学点検・評価委員会において、それぞれ指摘事項に係る分析・改善を実施している。

また、学長の諮問に応じて、本法人の業務等に助言又は提言を得るため外部の有識者によるアドバイザー会議を設置し、自己点検・評価の結果についても検証を受けることとしている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

正規課程の学生以外に対する大学の教育サービスの目的は、中期目標に明示され、それを達成するための計画や具体的方針は中期計画及び年度計画として定めている。これらを全職員が構成員である職員連絡会で説明、ホームページに掲載、大学概要及び大学案内(冊子)に明示し配付することにより、学内外関係者に対して周知している。

市民を対象とする「地域連携室」、高専を対象とする「高専連携室」、外国の大学を対象とする「国際交流室」を設置し、正規課程の学生以外に対する教育サービスの充実を図るための体制を整備した。また、豊橋市、田原市、鳳来町、愛知大学との包括協定を締結し、地域社会への教育貢献を推進するとともに、豊橋駅前に「サテライト・オフィス」を設置し、市民に対する大学情報の発信と教育サービスを行っている。さらに、eラーニング、各種講習会、出前授業、体験実習生受入れなど高等専門学校等に対する教育サービスを活発に行うとともに、海外大学との交流協定に基づく短期留学生の受入れやサマースクールの開校など外国大学に対しても定期的なサービス体制を確立している。また、インドネシア・バンドン工科大学内に「サテライト・オフィス」を設置し、海外技術科学教育支援の拠点として使用している。

技術科学大学という特色を生かし、IC チップの設計・試作を行う国内には類を見ない「集積回路技術講習会」など企業等の技術者・研究者への教育サービスを行っている点、地元 2 高校の 2 年生全員が本学で最新の研究を体験する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業」、「理科・数学離れ」、「ものづくり離れ」等の

課題に対応した「化学公開講座」、豊橋市教育委員会と共催の「Jr.サイエンス講座」の実施など高校生等への理科教育の威力を伝える教育サービスを実施している点は優れている。また、本学に宿泊して2週間先端的研究を体験する「高等専門学校体験実習」、出前講義など高等専門学校生への学習意欲の向上を図る教育サービスを活発に行っていること点は大いに評価される。

地域社会に対する教育サービスとしては、平成17年6月から豊橋市図書館と連携協力し、一般市民の図書館利用の機会を増大している点は優れている。また、本学を研究担当機関とする「東三河地域防災協議会」と連携して防災に関する各種事業を実施し、教育・研究活動を通して地域に密着した防災事業に参画している点、今までにない新たな取組みとして、地域の課題を取り上げた卒業研究テーマを一般市民から募集（公募型卒業研究）し、卒業研究により地域の課題を解明することにより、地域社会の地域の活性化に貢献している。

教育サービスに対する参加者等に対するアンケート調査の結果からも、おおむね満足しているとの回答を得ていることから、活動としての一定の成果は上がっていると判断する。

改善のシステムの点では、長期にわたって続けてきた公開講座等において募集定員を下回るなどの傾向があり、対策を検討していること、また、アンケート調査結果、ホームページや本学卒業生のメーリングリストを通じて教員、学生等から直接、意見を聞くなどして、各室等において教育サービスに関する問題点を把握、分析し、改善策を検討していることから、機能していると判断している。

以上のことから、技術科学大学の特色を活かし、国内及び国際社会に開かれた大学としての教育サービスを行っており、目的を十分に達成していると判断する。